

令和 8 年度一般会計予算特別委員会会議録

令和 8 年 3 月 1 3 日（金）

（開 会） 1 0 : 0 0

（閉 会） 1 6 : 5 0

【 案 件 】

1. 議案第 3 1 号 令和 8 年度 飯塚市一般会計予算

○委員長

ただいまから、令和 8 年度一般会計予算特別委員会を開会いたします。

この際、委員会の運営方法についてお諮りさせていただきます。審査の方法といたしまして、審査順序のとおり審査を進めてまいりたいと考えております。

まず、事前に通告のあった資料要求を行います。なお、通告以外の資料要求は、その都度、お諮りしていきます。

次に、執行部から議案の補足説明を受け、各款の質疑に入りますが、表に示しておりますように、歳出は 5 つに区切り、歳入は一括して質疑を行いたいと思います。なお、歳出・歳入の両方にまたがるものについては、歳出のほうで質疑をお願いします。

次に、継続費、繰越明許費、債務負担行為、地方債についての質疑を行います。

次に、各款・各条にまたがる質疑及び答弁を保留した質疑を、総括質疑として行い、最後に討論、採決を行います。

以上のような委員会運営を考えておりますが、よろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

ご異議もないようですので、そのような運営をさせていただきます。

次に、2 月 2 0 日開催の本委員会において決定しました質疑の持ち時間制について、改めてお知らせいたします。委員 1 人当たりの質疑時間は 5 0 分とし、残時間の通知については、モニターに、随時、表示いたしますとともに、各委員の質疑持ち時間が 5 分、1 分を切ったときには、ベルでお知らせいたします。

次に、審査は午後 5 時をめどとし、おおむね 1 時間ごとに休憩を入れたいと思っておりますので、審査が円滑に進みますよう、委員並びに執行部各位のご協力をよろしくお願いいたします。

次に、審査を行います過程で、案件に関係のない職員は、業務に支障を来すことがないように、各職場で業務に当たっていただくようお願いいたします。

次に、執行部の皆さんに要望しておきます。本委員会がスムーズかつ能率的に運営できますように、各委員からの質疑に対しては、その内容を確実に把握され、質疑された部分に対してのみ、はっきりと的確な答弁をお願いいたします。

最後に、委員の皆さんに要望いたします。既存事業の概要等については、既にご承知のことと思いますので、そのような質疑は、ぜひ割愛していただくようお願いいたします。

また、会議出席者を最小限とするため、審査ごとに区切り、答弁予定の職員のみ入室するよう事前をお願いしております。したがって、通告外の質疑をされた場合には、担当課が不在の場合もあります。通告外の質疑を行う場合は、事前に委員長にお知らせいただくなど、委員会のスムーズな進行にご協力をお願いいたします。

それでは、「議案第 3 1 号 令和 8 年度 飯塚市一般会計予算」を議題といたします。

資料要求一覧表のとおり、事前に資料要求の通告がっております。執行部にお尋ねいたします。各委員から要求がおります資料は提出できますか。

○財政課長

資料につきましては各課にまたがりますので、財政課のほうでお答えをさせていただきます。
今回要求のありました資料につきましては、全て提出のほうをさせていただきます。

○委員長

お諮りいたします。各委員から要求がありました資料について、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

資料の準備ができております。案件に記載のとおり、サイドブックス内のフォルダに資料を掲載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

それでは、執行部に補足説明を求めます。

○財政課長

「議案第31号 令和8年度 飯塚市一般会計予算」の概要についてご説明いたします。

「令和8年度当初予算資料」3ページの「当初予算集計表」を御覧ください。

一般会計は838億4600万円を計上しております。令和7年度と比較すると14億1800万円の減、率にして1.7%の減となっています。

続いて、資料ページが飛びますが、76ページの「一般会計歳出予算性質別比較表」を御覧ください。

こちらは、当初予算の歳出を性質別に分類して前年度と比較したもので、予算規模の増減を分析する際の基礎となる資料でございます。

予算規模の増減に影響した主な要因としまして、まず人件費、扶助費、公債費で構成する義務的経費は前年度比3.3%増加となっています。内訳として、人件費は給与改定に伴う職員給与費の増により1.9%の増、扶助費では私立保育所等保育措置費や障がい福祉サービスの支給など社会保障関連経費が4.5%増となっています。

一方で、歳入におけるふるさと応援寄附金の減少に伴う事務経費の減などにより、物件費からその他までの項目で構成する一般行政経費は4.0%減、また投資的経費も18.2%減となり、これらが予算規模を押し下げる要因となっています。

資料を戻りまして、4ページの「当初予算概要書」を御覧ください。

予算概要書では、主な予算項目について、費目ごとに事業の概要、予算額と前年度比較、そして予算書の該当ページを記載しております。

この中から、事業規模が大きいものや前年度と比較して増減額が大きい主な項目について、ご説明いたします。

まず、歳入でございます。歳入の約19%を占める「1款 市税」は、市民税で前年比3億8803万5千円の増、固定資産税で4億5680万4千円の増を見込み、市税総額では8億4294万4千円増の162億1917万9千円を計上しております。

5ページをお願いします。歳入の約19%を占める「11款 地方交付税」のうち、普通交付税は地方財政計画による地方交付税総額の伸び率及び改正等を勘案し、前年度比3億円減の143億円を計上しております。「13款 分担金及び負担金」の小学校給食費負担金は、国による給食費無償化の措置に伴い、現年課税分で前年度比2億7009万1千円減の3939万4千円を計上しております。

6ページをお願いします。「18款 寄附金」のふるさと応援寄附金は、前年度比10億円減の40億円を計上しております。「19款 繰入金」では、財政調整基金繰入金を前年度比1億7594万円減の26億8659万4千円、減債基金繰入金を4467万6千円減の18億1538万4千円としております。

7ページから8ページに記載の「22款 市債」は、前年度比17億1010万円減の32億1450万円を計上しております。

10ページを御覧ください。歳出でございます。各款ごとの説明となります。歳出の約15%を占める「2款 総務費」は、前年度比18億8218万5千円減の123億7205万1千円を計上しております。

11ページをお願いします。減債基金管理費では、普通交付税の算定において、後年度の償還財源となる「臨時財政対策債償還基金費」が新たに創設されたことから、その額3億7927万5千円を含め、前年度比3億9884万6千円増の4億5115万2千円を計上しております。ふるさと応援寄附事業費では、返礼品代などの経費20億円を計上し、ふるさと応援基金管理費では、寄附額と同額を基金に積み立てるため、基金積立金40億円を計上しております。

12ページをお願いします。総合計画策定事業費では、本市の最上位計画である次期の第3次飯塚市総合計画を策定するため、1682万7千円を計上しております。

13ページをお願いします。定住化促進事業費では、シティプロモーション推進事業費で、本市のPRを行い、移住定住を促進するため、825万8千円を計上しております。移住支援助成事業費で、県外からのUIJターンで、就業等の要件を満たして本市へ移住した場合の助成金として、3161万6千円を計上しております。

14ページをお願いします。交流センター施設管理事業費の指定管理者管理費では、令和8年度からの二瀬及び幸袋地区の交流センターの指定管理委託料として、6148万円を計上しております。

次に、歳出の約47%を占める「3款 民生費」は、前年度比18億8217万1千円増の392億3598万8千円を計上しております。

16ページをお願いします。筑穂トレーニングルーム整備費では、現在の筑穂保健福祉総合センター東棟から筑穂庁舎4階へ移転するための経費として、5046万4千円を計上しております。

18ページをお願いします。敬老祝金支給事業費では、対象年齢を当該年度に88歳及び100歳以上となる方に見直すとともに、支給方法をカタログ商品から現金支給へと変更し、1378万5千円を計上しております。

19ページをお願いします。障がい児通所支援事業費では、前年度比3億983万5千円増の26億8004万4千円を計上しております。障がい者自立支援給付費では、前年度比7億8316万3千円増の58億8343万1千円を計上しております。

20ページをお願いします。保育士確保対策事業費では、修学資金貸付事業費、生活資金貸付事業費、保育士就職支援事業費など、総額9020万1千円を計上しております。

21ページをお願いします。子ども医療費では、4億6309万4千円を計上しております。

22ページをお願いします。私立保育所等整備補助事業費では、幼稚園及び認定こども園等の施設整備に要する費用を補助するため、5億2704万7千円を計上しております。私立保育所等保育措置事業費では、公定価格の上昇を見込み前年度比5億2123万1千円増の46億4105万3千円を計上しております。

25ページをお願いします。こども・若者プラザいづか運営事業費では、あいタウン内に若者支援及び青少年健全育成支援の総合拠点となる「こども・若者プラザいづか」を開設するため、前年度比727万3千円増の792万3千円を計上しております。

次に、歳出の約7%を占める「4款 衛生費」は、前年度比1億1051万8千円減の60億7096万1千円を計上しております。

26ページをお願いします。骨粗しょう症検診事業費では、60歳、65歳及び70歳の女性を対象に検診を実施するため、40万2千円を計上しております。

27ページをお願いします。妊婦健康診査事業費では、定期的な健康診査の費用として8863万3千円を計上しております。

28ページをお願いします。出産・子育て応援事業費では、妊娠期から出産前後までの伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施するため、7171万7千円を計上しております。

次に、歳出の約2%を占める「6款 農林水産業費」は、前年度比16億2587万円減の15億6450万6千円を計上しております。

30ページをお願いします。農業振興地域整備計画策定事業費では、計画更新に伴う基礎調査の委託料として677万4千円を計上しております。

31ページから32ページにかけては、新規就農者等支援や農地の多面的機能の保全など、農業振興のための各種補助制度にかかる経費のほか、畜産業振興のための補助制度にかかる経費を計上しております。

33ページをお願いします。各所新設改良事業費では、上堰改良事業費で5568万1千円、白門井堰改良事業費で2420万円を計上しております。

次に、歳出の約2%を占める「7款 商工費」は、前年度比8326万7千円減の13億9325万4千円を計上しております。

34ページをお願いします。地元ブランド化推進事業費では、いづかブランド認定に係る経費およびPR経費として1111万1千円を計上しております。地域経済対策推進事業費では、季節の花などの画像をホームページに掲載し、市内外へ情報発信するための経費として120万8千円を計上しております。

35ページをお願いします。企業立地促進補助事業費では、指定産業の集積・活性化及び雇用機会の拡大を図るため、4億787万2千円を計上しております。

36ページにかけて、産学官連携推進事業、新産業創出支援事業に係る経費を計上しております。

37ページをお願いします。観光地域づくり法人補助事業費では、観光地域づくり法人（DMO）の設立及び運営に係る費用を補助するため、1938万7千円を計上しております。

次に、歳出の約9%を占める「8款 土木費」は、前年度比5億9756万6千円増の73億5776万8千円としております。

38ページをお願いします。定住化促進事業費では、住宅取得移住奨励事業費で7923万1千円、戸建て中古住宅取得補助事業費で1920万7千円を計上しております。

39ページをお願いします。公共施設跡地整備事業費では、旧潤野小学校敷地の売却に向けた事務を進めるに当たり、進入路整備が必要となるため、5970万円を計上しております。

40ページをお願いします。菰田・堀池地区活性化事業費では飯塚駅周辺整備事業費で、JR飯塚駅の自由通路、駅舎、駅前広場等の整備のため、前年度比7億8691万1千円増の22億4537万7千円を計上しております。

41ページをお願いします。相田公営住宅建替事業費では、前年度比8235万1千円減の10億2616万5千円を計上しております。

次に、歳出の約2%を占める「9款 消防費」は、前年度比1億7900万4千円減の19億2800万円としております。飯塚地区消防組合費では、一部事務組合への負担金として16億678万4千円を計上しております。

歳出の約9%を占める「10款 教育費」は、前年度比3634万4千円減の71億1468万9千円としております。

44ページをお願いします。学力向上推進事業費では、小学校・中学校外国語教育推進事業で、オンライン英会話などの実施に係る経費として、小学校費に2739万1千円、中学校費に4973万8千円を計上しております。

45ページをお願いします。教育用情報機器更新事業費では、小学校において令和2年度に導入したGIGAスクール端末機器を更新するため、4億4926万3千円を計上しております。空調設備整備事業費では、小中学校の屋内運動場における空調整備の基本設計にかかる経

費として、小学校費・中学校費合わせて１４８１万５千円を計上しております。

４９ページをお願いします。全国大会等出場報奨事業費では、全国大会等に出場する個人または団体に対し報奨金を交付するため、文化部門で７０万２千円、スポーツ部門で３２９万円を計上しております。

５２ページをお願いします。健康の森公園市民プール施設整備事業費では、老朽化が著しい屋外プールの舗装などを改修するため、２５１０万円を計上しております。

次に、歳出の約８％を占める「１１款 公債費」は、前年度比１７１４万３千円増の６３億６４８７万３千円を計上しております。

５４ページをお願いします。債務負担行為は、ふるさと応援寄附事業事務代行手数料はじめ２０件について、債務が後年度にわたるため設定するものでございます。

最後になりますが、７１ページ以降に、前年度との比較資料、市債及び基金の状況表などを添付しております。これらの資料の説明は省略させていただきます。

以上で、補足説明を終わります。

○委員長

補足説明が終わりましたので、ただいまから各款の質疑に入ります。

まず、「第１款 議会費」及び「第２款 総務費」の質疑を許します。

初めに、質疑通告されております６６ページ、一般管理費、人事管理運営事業費について、土居委員の質疑を許します。

○土居委員

まず、職員資格取得助成事業についてですが、当該事業における助成対象となる資格とその事業の目的について、お尋ねします。

○人事課長

当該事業で助成対象とする資格は建築士、建築施工管理技士、土木施工管理技士、以上の１級・２級の資格及び測量士といたしております。当該事業につきましては、職員が公務執行上有用と認められる資格を取得した場合に、取得に要した受講料等の費用の一部を助成することにより、専門性の向上に係る自己研さんへの取組を支援し、職員の資質向上及び公務の質の向上を図る、いわゆる人材育成を目的といたしております。

併せて、近年採用試験を実施しても、その確保が困難となっている土木建築の技術職について募集する際に、当該制度をお知らせすることにより受験者の増加につながることを期待いたしております。

○土居委員

その助成対象についてですが、その経費についてはどのようなものを考慮されているのか、お尋ねします。

○人事課長

助成対象とする経費は、受験対策講座に係る入学及び受講に要する経費、資格取得に係る試験に要する経費、資格の登録に要する経費となっております。助成額は対象経費の２分の１とし、上限額は資格取得に要する経費が高額となることが想定される一級建築士が５０万円、それ以外の資格が３０万円となっております。

○土居委員

それでは、令和７年度の実績はどのようなになっているのか、お尋ねします。

○人事課長

本事業は令和７年度から開始した事業でありますことから、現時点において実績はございません。

○土居委員

意欲を持たれた職員の方が自ら専門的知識や技術を習得するためにかかる経費を助成する制

度は職員のスキルアップのみならず、住民サービスの向上にもつながるものであります。現在は土木建築の技術に係る資格のみの助成対象としておりますが、他分野での導入についても今後検討していただくことを要望して、質問を終わらせていただきます。

○委員長

次に、同じく 66 ページ、一般管理費、人事管理運営事業費について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

私も同じく、職員資格取得助成事業費 179 万 8 千円についてお尋ねいたします。当該事業については本年度から実施している事業で、まだ実績は出ていないということですが、本年度の予算額と比較して増額した理由をお尋ねいたします。

○人事課長

令和 8 年度の当初予算の要求をする際に、土木や建築を所管している所属に対し、次年度における資格取得見込み者について照会をいたしております。その結果、令和 8 年度におきましては一級建築士 2 名、二級建築士 1 名、2 級土木施工管理技士 1 名、加えて、新規採用職員等における資格取得経費も見込みまして、本年度の予算額より増額しているものでございます。

○金子委員

では、当該事業の今後の展望についてお聞かせください。

○人事課長

今後の展望につきましては、本年度開始したばかりの事業でございますので、本年度や次年度の実績をはじめ、職員の自己研さん状況や自己研さんに対する意識等の情報収集に努めながら、本市の人材育成確保基本方針に沿った取組ができるような事業の構築を進めてまいりたいと考えております。

○金子委員

現在、予算計上されている職員資格取得助成事業費は大変重要であると考えます。事務職においても公務執行上取得しておいたほうがよいと思われる資格は様々あるのではないかと考えます。

例えば、社会福祉士や精神保健福祉士などで、実際、職員の中には在職中に社会福祉士の資格を取得した方もいると聞いております。事務職の場合は人事異動により多種多様の業務に携わることになりますが、例えば、社会福祉士の資格を取得している職員がいれば、ソーシャルワークの考え方を基に、市民の生活について多面的な対応力が高まるのではないかと考えます。

ぜひ、人材育成の一環として、当該制度の対象とすることを検討していただくことを要望して、質問を終わらせていただきます。

○委員長

次に、66 ページ、一般管理費、行財政改革推進事業費について、藤堂委員の質疑を許します。

○藤堂委員

一般会計約 838 億円と、非常に各部・各課、人件費、扶助費が上がっている中でご努力を感じられる予算だと感じております。個別事業についても見直されているものも見受けられました。ありがとうございます。

そして、質問を始める前に、組織人として自分の各部とか各課が恐らく一番かわいいだらうというふうに思いまして、私もそのような立場であればそうなるんだろうというふうに思いますが、本市の財政を鑑みますと、そこまで余裕のある数字ではないですので、今後、各部・各課、職員が能動的に事業を見直していくような、もっとマッチョな組織を目指していただきたいというふうに、がりがりの私から意見させていただきます。

それで、私のほうからはDX人材育成事業について、質問させていただきます。

まず、当該事業について簡単に説明をお願いいたします。

○人事課長

市民の利便性の向上と職員の業務効率化の実現に向け、デジタル技術の効果的な利活用が不可欠な状況となる中、本市職員のデジタルリテラシーやデジタルスキルの底上げ及び庁内DXを中心となって推進できる人材を育成するため、エクセル研修をはじめ、情報システムを理解し、設計するための基礎となる知識やスキルの習得に向けた情報基礎研修等を実施しているものでございます。

○藤堂委員

それでは、当該事業の方針について、お尋ねいたします。

○人事課長

当該事業の方針につきましては、令和7年4月に策定した飯塚市デジタル人材育成方針に基づき、研修を実施しているところでございます。

全ての職員に求められる基礎的なデジタルスキルやDXを推進するリーダーに求められるスキル等を明確にし、各職員の意欲やレベルに応じて必要な研修を受講できるような事業の構築に努めているところでございます。

○藤堂委員

既に多くの職員の方は生成AI等を利用して業務を行えると思いますが、よく様々なデジタルツールを導入した、使用したけれども、庁内で活用が進まないという声を聞きます。私としてはそういったデジタルツールを導入することも並行してなんですけれども、まずは業務に関する基本的なデジタルスキルを習得することが一番重要だと考えておりますが、その点、本市についての考えをお尋ねいたします。

○人事課長

本市職員のデジタルスキルを高めるためには、全ての職員のデジタルスキルを底上げするとともに、それぞれの職員の役割に応じたスキルを計画的、効果的に習得させることが必要になると考えております。質問委員が言われますとおり、職員の業務に関連する、例えば、エクセルの関数の活用や表やグラフ作成等、基本的なデジタルスキルの向上に向けた研修は業務効率化を図る上で極めて重要であると認識をしておりますので、関係各課とともに連携し、さらなる研修の充実に努めてまいりたいと考えております。

○藤堂委員

本事業は職員の不足、底上げについて重要な一歩であり、否定するものではありません。その上で、実施に当たっては戦略性を重視していただければと思います。

ピンポイントで申し訳ないんですけれども、このノーコードアプリ等、所管課とも話していますけれども、導入が目的としないように、それを使って具体的にどのような業務を改善していくのかというところを、出口の設計を、これも所管課とお話していただければというふうに思います。

研修で得たスキルが現場の課題解決や市民サービスの向上に直結するよう、戦略的なカリキュラム構成と運用を求めます。そういうふうに事業を進めていただければと思いますので、よろしく申し上げます。

○委員長

次に74ページから75ページ、財産管理費、その他の財産管理費について、道祖委員の質疑を許します。

○道祖委員

予算書の74ページ、資料の11ページになりますけれども、総務管理費、財産管理費の市有財産売却事業費について、また、歳入51ページの財産売却収入、不動産売却収入、市有土地売却収入について、併せて伺いたいと思いますけれども、まず歳出として、市有財産売却事業

費を4759万4千円計上しておりますけれど、この場所はどこになるのか、お尋ねいたします。

○財産活用課長

市有財産売払事業費は、複数課にまたがっていますが、その内訳といたしましては、主に公共施設跡地売却に係る事業者選定委員会委員報酬、不動産鑑定手数料、アスベスト含有測定調査委託料、各所測量委託料となっております。

事業者選定委員会委員報酬につきましては、2件について2回分を計上しております。

不動産鑑定手数料につきましては、旧二瀬交流センター、旧幸袋交流センター、旧潤野小学校、旧伊川の郷、旧八木山青年の家、その他、原野や山林などの計10件分に加え、緊急対応分を計上しております。

アスベスト含有測定調査委託料につきましては、旧八木山青年の家の1件分を計上しております。各所測量委託料につきましては、旧伊川の郷、旧八木山青年の家、その他、原野や山林などの計6件分に加え、緊急対応分を計上しております。

○道祖委員

関連がありますのでちょっとお尋ねいたしますけれど、歳入で市有土地売払収入を1億5千万円計上しておりますけれど、その根拠を示していただきたい。

○財産活用課長

現在、一般競争入札で3件の公募を実施しておりまして、売払収入の時期は来年度を見込んでおります。また、先ほど答弁しましたように、測量、不動産鑑定を実施した後に、公募する物件の売却により1億5千万円以上の売払収入を上げられるよう努めてまいりたいと考えております。

○道祖委員

今後も市有地の売却により歳入確保をしていただきたいと思いますと思っておりますけど、市民に対して、市有地売払の予定等の見通しについて、どのように表示しておるのか、何か新しい施策を打ったのか、そういうのが、1年間、議会のほうも委員会がなかったもんで報告を受けることがなかったようですので、取組を進めておるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○財産活用課長

昨年5月に各課が保有する、135平方メートル以上の未利用地23件、また、10月に追加で14件の情報を市のホームページに掲載し、また、不動産事業関係者へのメールマガジン等で情報発信をしましたところ、事業者からの購入希望があり、一般競争入札を実施しまして、4件の売却につながっております。

今後、この情報をより分かりやすい掲載内容に更新し継続するとともに、市報等も活用しながら、一人でも多くの事業者や市民の皆様に見ていただくことが重要と考えますので、今後、改善を重ねながら事業を進めてまいりたいと考えております。

そして、購入希望に基づきまして、測量、不動産鑑定を実施した後に公募するという形で効率的に売却を進め、先ほども申しましたとおり、年間1億5千万円以上の売払収入を上げるよう努めてまいります。

○道祖委員

よろしく願いいたしますして質問を終わります。

○委員長

同じく74ページから75ページ、財産管理費、その他の財産課管理費について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

市有財産売払事業費についてお尋ねいたします。資料を出していただいておりますが、このうち旧二瀬交流センターと旧幸袋交流センターは事業者選定委員会の委員報酬が計上されてお

ります。

また、資料 2 4 ページには飯塚市公共施設跡地売却に係る事業者選定委員会の規則を提出していただいております。交流センター跡地を売却するに当たって、一般競争入札ではなく、事業者の提案を審査する公募型プロポーザル方式で実施しているのはどのような理由なのか、お示ください。

○財産活用課長

学校や交流センター跡地につきましては、長年にわたり地域の活動拠点として親しまれてきた経緯がございます。このため、売却に当たりましては一般競争入札ではなく、提出資料の公共施設跡地売却に係る業者選定委員会規則に基づきまして、学識経験を有する外部有識者、市職員及び地域から選出いただいた代表者で構成する選定委員会を設置し、事業者の提案内容を審査することで、地域の意見も反映させることができる公募型プロポーザル方式を採用しているものでございます。

○金子委員

地域の意見が反映できるということは大変価値があるなと思います。

この事業者選定委員会規則に基づき委員を選出しているということですが、選定に当たってどのような方を委員に選出しているのか、お示ください。

○財産活用課長

まず、学識経験を有する外部有識者につきましては大学教員、宅地建物取引士、中小企業診断士の方をそれぞれの団体から推薦していただき選出しております。市の職員につきましてはまちづくりや建築などの観点から専門知識を有する職員を、また、地域からは地区まちづくり協議会を通して推薦していただいた方を選出しております。

なお、選出された委員につきましては、選定委員会において事業者が決定する前までの間は非公開となっております。

○金子委員

公共施設跡地を考える上、売却をする上で様々な観点が必要だと思います。専門性も必要でございますし、また、地域の方がどんなふうに思っているのかということも大変重要になってくると思いますので、しっかりそれを考え合わせて売却していただくようよろしくお願いいたします。

○委員長

次に、川上委員より質疑通告のあっております、7 6 ページ、財産管理費、その他の財産管理費につきましては、総括質疑として行ってまいりたいと思います。

次に、7 8 ページから 7 9 ページ、企画費、その他の企画費について、道祖委員の質疑を許します。

○道祖委員

総合計画策定事業費が計上されておりますけれど、今後策定に係るスケジュールがどうなっているのか、お尋ねいたします。

また、前回も議会にはいろいろと情報を頂いて、勉強会等を議会でもやっておったと思いますが、議会に対してどういうふうに情報を提供していくのか、併せてお尋ねいたします。

○企画政策室主幹

まず、お尋ねの今後のスケジュールでございますが、予定しておりますスケジュールは、令和 8 年 3 月末までに第 3 次総合計画の序論、基本構想の素案を作成いたします。その後、基本計画の素案策定のために、各課へ計画策定に関する資料作成依頼やヒアリング等を実施し、6 月に基本計画の素案を作成いたします。

また、同月 6 月には、飯塚市総合計画審議会規則に基づきまして、学識経験を有する者、公共的団体において推薦された者、市内に住所を有する者、または市内の事業所に勤務する者、

市内の大学に在学する者など25名以内で組織する飯塚市総合計画審議会を設置し、10月までの間、第3次飯塚市総合計画素案の審議を行っていただこうと考えております。

7月から8月までの間に、市内12地区におきまして、第3次飯塚市総合計画素案の市民懇談会を開催し意見等をお伺いした後、パブリックコメントを実施し、広く意見を募集する予定といたしております。

11月をめどに第3次飯塚市総合計画素案の最終取りまとめを行い、12月定例会に議案を上程したいと考えております。

また、お尋ねの議会との関係でございます。4月以降につきまして私どものほうで議会のほうにまたお話、ご相談させていただき、第2次総合計画策定時と同様に全員協議会を開催いただいておりますので、そういったことをご依頼したいというふうに考えております。

○委員長

次に、80ページ、地域振興費、コミュニティバス等運行事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

提出資料28ページ、29ページ、説明をお願いします。

○地域公共交通対策課長

提出させていただいておりますコミュニティバス等運行事業の総括表及び新年度の特徴につきましてご説明させていただきます。

まず、運行事業の総括ということで、令和8年度の交通機関別に運行状況、事業費、利用者数等を取りまとめて記載させていただいております。

「【1】予約乗合タクシー」につきましては、平日の月曜日から金曜日に車両11台を活用して、市内9地区で運行いたしております。

令和8年度の当該運行に係る事業費につきましては運行業務委託料7410万4千円、予約受付業務委託料1591万4千円、予約管理システム使用料228万7千円の合計9230万5千円となっております。当初予算時の比較となりますけれども、7年度より17万1千円増額となっております。

利用者数につきましては令和7年度よりも871人の増加、4万5171人を見込んでおります。

「【2】エリアワゴン」につきましては、市内10地区14路線の運行を行っております。運行日は地区によって異なっており、それぞれの表記載の曜日に運行いたしております。

令和8年度予定の運行に係る事業費につきましては合計で3894万4千円で、昨年度と同額となっております。利用者数は3236人減の3万9264人と見込んでおります。

29ページをお願いいたします。「【3】コミュニティバス」につきましては、市単独運行の筑穂・高田線1路線及び宮若市との共同運行の宮若・飯塚線1路線が運行しております。筑穂・高田線は平日のみ、宮若・飯塚線は全日運行をしております。

令和8年度の事業費につきましては筑穂・高田線は1526万1千円で、240万2千円の減額となっております。利用者数は138人減の1万3862人を見込んでおります。宮若・飯塚線は運行負担金となりますが、723万7千円で5万8千円の増額となっております。利用者数は運行路線全体で367人減の1万3798人を見込んでおります。

「【4】路線ワゴン」につきましては、幸袋地区と鎮西地区の2地区で、平日月曜日から金曜日に運行いたしております。令和8年度の事業費につきましては路線ワゴンは予約乗合タクシーの一部の運行時間内で運行いたしますことから、事業費は予約乗合タクシーの事業費に含まれております。利用者数は176人減少の1524人を見込んでおります。

「【5】当該事業の全体」としましては、事業費は1億5645万1千円で、255万8千円の減額となっております。利用者数につきましては、3046人減の11万3619人を見

込んでおります。

次に、新年度、令和8年度のコミュニティ交通の各種交通機関の変更内容の特徴につきまして、主な事項を記載しております。

まず、エリアワゴンにつきましては、「①停留所の新設」を二瀬地区と穂波地区の2か所で行っております。「②停留所の移設」を鯉田地区、鰐田地区、鎮西地区の3か所で行います。また、「③増便」を穂波菰田地区において行います。「④一部運行ルートの変更」につきましては、安全運行の確保等のため、関係する地区の路線等において行っております。

次に、路線ワゴンは、鎮西地区路線ワゴンにおいて停留所の新設を2か所行っております。

続きまして、コミュニティバス筑穂・高田線につきましては「①停留所の名称変更」を1か所、「②一部運行ルートの変更」を行っております。

最後に、予約乗合タクシーにつきましては、従来の電話予約に加えまして、7月からインターネット予約の実証実験を行うこととしております。

以上で資料の補足説明を終わります。

○川上委員

エリアワゴンについて、利用者減が3236人というのはどういう事情で紹介があったんでしょうか。

○地域公共交通対策課長

エリアワゴンの利用者数の見込みにつきましては、これは昨年度の当初の予算と比較しておりますので、当初予算ベースでの減少ということになっております。しかしながら、実利用者数につきましては若干増加の傾向となっております。

○川上委員

それぞれの事業について、委託契約のポイントの要点説明をお願いします。

○地域公共交通対策課長

コミュニティ交通、全ての交通機関につきましては令和7年度から9年度までの3か年にわたり契約することの協定書を各事業者と交わしております。契約につきましては運行距離や運行時間により金額が変動することから、単年度単位で毎年締結することとしております。

運行委託契約の概要についてでございますが、まず、契約の単位になりますけれども、予約乗合タクシーとエリアワゴンにつきましては、それぞれ地区別の運行、5グループに分け、2つの交通機関を合わせまして、地区内輸送コミュニティ交通運行業務として4事業者と契約いたしております。コミュニティバス筑穂・高田線につきましては1系統のみで運行でございますので、1業者と契約を締結しております。

業務内容につきましては、仕様書におきまして運行等の詳細のほか、運賃の収受や緊急時の対応などを記載し、契約いたしております。

○川上委員

その契約内容において、請負の委託業者において事故があるとき、事業の承継についてはどういう規定になってますか。

○地域公共交通対策課長

事業継承ということでございますけれども、5本の委託契約に係る書類において、契約の履行見込みがなくなった場合というような事業継承についての記述はしておりません。

○川上委員

現実には、契約上の事故があつて事業が継続できませんという状況が生じたときはどういった対応になるんですか。

○地域公共交通対策課長

万が一そのようなことが発生した場合につきましては、早い段階で当該事業者さんから相談なり、その情報を早い段階で収集し、次の事業者選考を検討しまして、業務が途切れないよう

に進めてまいりたいと考えております。

○委員長

次に、81ページ、地域振興費、定住化促進事業費について、石川委員の質疑を許します。

○石川委員

シティプロモーション推進事業費についてお尋ねします。

シティプロモーション推進事業費の当初予算額は令和7年度に比べて増額されています。事業費の内訳と増額の要因について、お尋ねします。

○企画政策室主幹

事業費825万8千円について、内訳の主なものといたしましては広告料が500万円、旅費が146万2千円、委託料が114万9千円、移住フェアなどの出展に係る会場借上料が36万3千円となっております。

令和7年度当初予算に比べて増額となっていることに関しましては、まず、委託料について、移住者向けのパンフレットの改訂版を作成するための費用、約72万円を計上いたしております。

次に、旅費につきまして、従来から実施しております首都圏における移住フェアへの出展に加えまして、福岡県が新規に実施を計画しております飯塚市、嘉麻市、桂川町の2市1町、嘉飯地域でございますが、この魅力を大都市圏で発信するためのイベント等を計画いたしておりますので、こういったイベントへの参加のための旅費、また、毎年度、各都道府県の持ち回りで開催されております地域づくり団体全国研修交流会が令和9年度に福岡県で開催予定でありますことから、この福岡県大会の開催準備とPRのために、令和8年度に長野県で開催される大会に県内各自治体で参加するための旅費、合計約44万円を新たに計上していることが主な増額の要因となっております。

なお、この事業費の財源といたしまして、県支出金につきましても先ほど旅費の説明の中で申し上げた嘉飯地域のPRイベントに係る事業費が県補助の対象となりますことから、令和7年度に比べて増額となっております。

○石川委員

令和8年度は具体的にどのような取組が予定されているのでしょうか。

○企画政策室主幹

主に首都圏をターゲットとして、本市の魅力を発信するために実施しているSNSやインターネットなどを活用した広告配信や大都市圏で開催される移住フェアへの出展などを通して、引き続き移住者の獲得と定住化の促進を図ることといたしております。

また、本市の公式ホームページのリニューアルと合わせて、移住定住の特設サイト、「飯塚移住計画」もリニューアルしておりますので、掲載内容を見直すとともに、更新頻度を増加させることによりこの特設サイトにおける情報発信の強化を図りたいと考えております。

○石川委員

シティプロモーション推進事業の今後の展望についてどのようにお考えか、お聞かせください。

○企画政策室主幹

令和6年度に当時の総合政策課内、現在の企画政策室でございますが、ここにシティプロモーション推進室が設置されて以降今日まで、プロモーションの最終目的を本市への移住定住の促進と定めた中で、先ほどご答弁申し上げたようなSNS等の各種媒体を活用して情報発信に取り組んでまいりました。

また、特産品振興・ふるさと応援課をはじめ、商工観光課、スポーツ振興課などと連携の上、市内、市外で開催される各種イベント等を活用し、できるだけ多くのPRの機会を確保することに努めてきたところでございます。

令和８年度におきましても、予算に基づく事業の実施と併せまして関係各課との連携によるプロモーション活動にも継続して取り組み、住みたいまち、住み続けたいまちとして、本市の魅力を市内外の多くの皆様に発信することで、定住人口の確保を図ってまいりたいというふうに考えております。

○石川委員

あと１点お伺いしたいんですが、令和８年度は首都圏移住フェアや嘉飯地域ＰＲイベントなど、移住につながる取組が拡大しています。本市としても積極的に発信を進められておられると思いますが、令和９年度には全国研修交流会が福岡県で開催され、飯塚市の魅力を広く発信できる大きな機会となることを踏まえますと、令和８年度はその準備期間として移住と定住の両面をより一体的に進めていくことが重要ではないかと考えますが、そのことに関して市のお考えはいかがでしょうか。

○企画政策室主幹

ただいま質問者が申されるとおり、令和９年度には福岡県で大きな全国大会も開催されるということでございます。令和８年度はそういった事前準備の期間ということでございますので、様々なそういったイベントに参加することによりまして、飯塚市のＰＲを積極的にする機会が増えてきます。そういったところはしっかりとＰＲし、今後の移住定住政策につなげていきたいというふうに考えております。

○石川委員

この移住と定住の両面から進めるシティプロモーションの観点というのが大事なと思いますので、令和８年度における定住施策の方向性や具体的な強化策は令和８年度にお示しいただきたいと思います。要望で質問を終わらせていただきます。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 １１：０４

再 開 １１：１３

委員会を再開いたします。

次に８１ページ、地域振興費、定住化促進事業費について、藤堂委員の質疑を許します。

○藤堂委員

婚活支援事業委託料９９万円の内容について、お尋ねいたします。

○こども家庭課長

婚活支援事業につきましては定住化促進、少子化対策を目的に、独身男女に対して出会いの場を提供するため、年２回、婚活イベントを企画から運営まで業務委託して実施するものでございます。

実績といたしましては結婚を望む独身男女に出会いを提供する「いいづか出会いサポートセンターＪＵＮＯＡＬＬ」を社会貢献事業として設置している株式会社福岡ソフトウェアセンターに委託して行っております。

○藤堂委員

業務委託をして、直近年２回の婚活イベントを実施しているとのことですが、事業の実績についてお尋ねいたします。

○こども家庭課長

令和６年度と令和７年度の実績についてお答えいたします。

令和６年度は２回のイベント合計で男女合わせて４０名が参加し、１１組、２２名のカップルが成立しています。令和７年度は２回のイベント合計で男女合わせて２４名が参加し、６組、１２名のカップルが成立しております。

また、実施したイベントにおきましてはカップル成立にならなかった参加者につきましても、

いづか出会いサポートセンターJUNOALLへの会員登録を案内することにより、引き続き出会いの場を提供しているところでございます。

○藤堂委員

参加者が前年度の40人から24人と減少しておりますが、その要因と参加者が少なくなったことによるコストの増加について、本市としてどのような見解をお持ちなのか、お尋ねいたします。

○こども家庭課長

参加者減少の要因といたしましては、参加者の募集人員を令和6年度は1回当たり男女合わせて20名としておりましたが、令和7年度では男女合わせて1回当たり12名と、参加者枠を縮小したためでございます。これは小規模で実施することで、参加者同士の交流が円滑になり、カップル成立の増を目指したものでございます。

参加者枠を縮小することでカップル成立増が達成できれば、参加者1人当たりのコストが増えてもよいとの判断でしたが、カップル成立率については違いが見られなかったため、来年度のイベントにつきましては十分検討し開催したいと考えております。

○藤堂委員

現在のような事業内容で何年ぐらい事業を続けているのかと、その間の成果についてもお尋ねいたします。

○こども家庭課長

いづか出会いサポートセンターJUNOALLと連携したイベントといたしましては、令和4年度より実施しており、今年度で4年目となっております。この間、先ほども答弁いたしましたが、婚活イベントの開催により参加者の約半数でカップルが成立しております。

また、参加者にいづか出会いサポートセンターJUNOALLの周知啓発を行うことにより、毎年、会員数も伸びてきており、結婚を望む独身男女に継続した出会いを提供することができ、一定の成果は上げているものと認識しております。

○藤堂委員

本来、追うべきKPI、成果指標は「成婚」であったり、「市内定住」と考えておりますが、過去4年間、本事業を通じて成功した組数及び飯塚市に住民票を置いた人数を把握しているのか、お尋ねいたします。

仮に把握していないのであれば、一定の成果が上がっているという判断について、根拠についてもお尋ねいたします。

○こども家庭課長

本事業を通じた成婚組数は把握できておりません。したがって、その成婚により本市に住民登録された人数も把握はできておりませんが、いづか出会いサポートセンターJUNOALLにおける成婚組数につきましては本事業において連携を開始した令和4年度から令和6年度までで8組となっております。

繰り返しの答弁となりますけれども、本事業を実施することで、日常では出会いの機会が少ない方々に安心して参加できる交流の場を提供し、独身男女が成婚に向けて交際をスタートしていただくことが大きな目的と考えておりますので、参加者の約半数でカップルが成立したことが一定の成果であると認識しております。

また、カップルが成立しなかった場合におきましても、いづか出会いサポートセンターJUNOALLにも通じることで、成功に向けた具体的な行動につながっていることにつきましても一定の成果であると考えております。

○藤堂委員

本事業の目的に、少子化対策のためという説明がございましたが、本事業における参加者の年齢層の状況について、お尋ねいたします。

また、本事業の状況、現状を把握した上で、婚活事業をどのような形で展開していく予定なのか、お尋ねいたします。

○こども家庭課長

本事業における参加者の年齢層の状況につきまして、過去3か年の推移を申し上げますと、令和5年度は20代が2人、30代が15人、40代が3人、令和6年度は20代が2人、30代が29人、40代が9人、令和7年度は20代が3人、30代が11人、40代が10人となっており、20代は少なく、40代の割合が増加してきている状況となっております。

○こども政策課長

令和8年度から組織改編を行いまして、こども政策課からこども若者支援課に変更いたします。本事業につきましてはこども若者支援課において所管する予定となっておりますので、答弁させていただきます。今年度につきましてはこども家庭課と連携しながら、県内の先進自治体の視察や県が実施する婚活事業との連携を始めるなど、事業の成果を充実させるための取組を開始しているところでございます。今後もそういった取組を継続するとともに、本事業の方向性について引き続き調査研究を進めてまいりたいと考えております。

○藤堂委員

現在、参加者の高齢化や成婚数の把握が困難な状況を見ると、今のやり方が本来の目的である少子化対策として十分な費用対効果を生んでいるのかについては、私は少々疑義が残っております。この事業で成功された方だったり、出会った方を否定するものでは全くございません。

広島県の安芸高田前市長は民間の結婚紹介事業がたくさんある中で、こういう検証不可能な事業に税金を投入することは、行政が価値観を押しつけることには抑制的になるべきだというふうに発言して、もうすぱっと事業をやめたりしています。正直、私も似たような感覚を持っています、そこまで市が介入すべきことなのかと言われると、ちょっとまだ私としても断言はできませんけど、似たような感覚を持っているなというところでございます。

最後に意見いたしますが、まず、出会いの場づくりだけが市が行う役割なのかというのを、立ち返って検討していただきたいというふうに思います。繰り返しますが、民間でも出会いの機会はあるので、市が公金を投入するのであれば、出会いの先にある、この結婚後の生活の支援など、行政にしかできない支援へのリソースを割くべきではないかと思えます。

次に、手法の多様化です。今のところイベント開催というところになっておりますので、それは手段の一つにすぎず、県との広域連携だったり、20代、30代の若者が自然に集まるコミュニティづくりなど、抜本的な見直しを求めます。

イベントを続けることを目的とせず、飯塚市の将来に直結する実効性のある少子化対策へかじを切っていただくことを要望して、私の質問を終わります。

○委員長

次に同じく81ページ、地域振興費、定住化促進事業費について、土居委員の質疑を許します。

○土居委員

移住支援助成事業費についてお尋ねします。本市では、県外から移住し、就労など一定の要件を満たした方に対して移住支援金を交付されておられますが、令和7年度の交付実績はどのようなになっているのか、お尋ねします。

○企画政策室主幹

令和7年度に移住支援金の交付決定をした件数でございますが、17件でございます。交付額につきましては、合計で2860万円の見込みとなっております。

17件の内訳でございますが、交付額60万円の単身世帯の方が6件、交付額100万円の2人以上の世帯が11件、そして、18歳未満のお子さんがおられます世帯につきましては

1人当たり100万円加算をいたしておりますが、これが14人分というふうになっております。

○土居委員

それでは、今後の交付の見通しについてはどのようにお考えでしょうか。

○企画政策室主幹

移住支援金を初めて交付いたしました令和3年度から令和7年度までの各年度における交付決定件数をお答えいたします。令和3年度が1件、令和4年度が3件、令和5年度が8件、令和6年度が10件となっております。また、令和7年度につきましては17件でございまして、年々増加いたしております。

現段階におきまして既に令和8年度の移住支援金申請に関するご相談を多く頂いておりますので、令和8年度も今年度と同程度の申請があるのではないかとこのように見込んでおります。

○土居委員

それでは、この移住支援金制度の今後の方向性はどのようなになるのか、お尋ねします。

○企画政策室主幹

本市の移住支援金制度は国の地方創生に係る交付金を活用した福岡県の補助事業となっております。この支援金を利用した本市への移住者の人数も年々増加しており、定住人口の獲得に有効な制度であることから、国、県において事業が継続される間は、本市といたしましても引き続き実施してまいりたいというふうに考えております。

○土居委員

では、今後の見通しや方向性についてはお伺いしましたが、令和8年度の当初予算額は令和7年度と比較すると、3560万円から3160万円に減少しております。これはどのような理由によるものなのか、お尋ねします。

○企画政策室主幹

移住支援金の予算額につきましては当初予算編成段階における相談の受付状況などに基づいて、当該年度の年間交付見込額、決算額を算出しておりますが、その額をもって次年度の当初予算額としているものでございます。

したがって、当初予算ベースの比較で令和8年度の額が令和7年度より減少しているのはこの予算編成段階での見込み、積算の内訳の違いによるものでございます。令和7年度の当初予算額3560万円の積算の内訳は交付件数を単身者6件、2人以上の世帯10件の合計16件と見込み、これに子ども加算22人分を加えたものとなっております。

一方、令和8年度の当初予算額は3160万円、この積算では交付件数が単身者が6件、2人以上の世帯12件の合計18件でございまして、件数は令和7年度よりも2件分多く編成いたしております。しかし、1人当たり100万円の子ども加算が16人分と、令和7年度よりも6人分少なく見込みましたので、総額といたしましては、令和7年度の当初予算額よりも減少したということになっております。

○委員長

次に、同じく81ページ、地域振興費、定住化促進事業費について、石川委員の質疑を許します。

○石川委員

同じく81ページ、移住支援助成事業費について、資料の13ページについてお尋ねします。先ほどの同僚委員の方とかぶる質問がありますので、重複しますが質問いたします。

移住支援助成事業費の当初予算額は令和7年度に比べて減額となっています。事業費の内訳と減額の要因について、お尋ねします。

○企画政策室主幹

先ほどの答弁等と重複いたしますが、当初予算ベースの比較で、令和8年度の額が令和7年

度より減少しておりますのは予算編成段階での見込み、積算内訳の違いによるものでございます。令和7年度の当初予算額は3560万円でしたが、その積算の内訳は交付件数、単身者6件、2人以上の世帯10件、合計の16件と見込み、これに子ども加算額20人分、令和8年度は当初予算額3160万円の積算で、交付件数、単身者が6件、2人以上の世帯が12件、合計の18件、したがって、7年度よりも2件分多く積算いたしております。

しかし、子ども加算が16人分と令和7年度よりも少なく見込んでおりますので、総額としては減少したということになっております。

○石川委員

次に、移住支援金の交付実績はどのようになっていますでしょうか。金額もお願いします。

○企画政策室主幹

令和3年度から令和7年度までの実績といたしましてお答えいたします。

令和3年度が1件で60万円、令和4年度が3件で260万円、令和5年度が8件で800万円、令和6年度が10件で1670万円、令和7年度が17件決定いたしまして、交付額の見込みといたしましては2860万円となっております。

○石川委員

令和6年度が1660万2千円で、令和7年度の予算額は3598万6千円ということで、予算は大きく増えて、令和7年度は予算額に達するほどの利用があるということですが、今後、この事業を実施していくに当たっての課題として、どのようなことが考えられるでしょうか。

○企画政策室主幹

本市といたしましては予算の範囲内でできるだけ多くの移住者にこの支援金をご活用いただきたいというふうに考えておりますが、交付額の4分の3は福岡県からの補助金を財源としておりまして、県内でも他の多くの自治体が同様の移住支援金制度を実施しておりますことから、県の補助金予算の執行状況が上限に達した場合は年度途中であっても申請の受付を停止せざるを得ないということも想定されます。

このため、県の担当部局と密に情報共有しながら、窓口やお電話での相談に対して丁寧な説明を心がけるとともに、必要に応じて本市の公式ホームページに速やかに申請の受付状況に関する情報を掲載するなど、支援金の活用を検討されている方々に対する適切な情報提供に努める必要があるというふうに考えております。

○石川委員

令和6年度、1660万2千円という予算で、令和7年度は3598万6千円ということで、予算が大きく増えて、ご答弁で令和7年度は予算額に達するほどの利用があるということでしたが、その点を踏まえると、令和8年度の減額が需要の見込みや制度運用の状況をどのように反映したものなのか、それを差し支えない範囲でお聞かせいただければと思います。

○企画政策室主幹

令和7年度につきましては予算額3560万円に対しまして、今のところの見込みといたしまして2860万円ということでございます。今回、減額したということにつきましては先ほども申しましたように、子ども加算の部分を減額いたしております。件数につきましては2件増加いたしております。

この子ども加算を見込むに当たって、今年度、7年度の実績、また、今、相談いただいている件数、予算編成時に相談いただいている件数、そういったところを見込みまして編成した結果、結果的に子ども加算の部分が減額というふうになったというふうな積算となりましたので、このような予算編成になっております。

○石川委員

移住支援金の利用が令和6年度から令和7年度にかけて大きく伸びて、令和7年度には予算額に達するほどであるということですが、それを踏まえますと、今後は移住していただく

だけでなく、移住された方が安心して定住できる環境を整えることがより重要になってくると考えています。

令和8年度は移住後の生活を支える住宅や子育てなどの分野など、生活基盤の充実に視点を置いて、移住から定住へとつながる取組を一層進めていただきますよう要望いたします。

○委員長

次に、82ページ、地域振興費、その他の地域振興費について、藤堂委員の質疑を許します。

○藤堂委員

協働のまちづくり応援補助金について、説明を求めます。

○市民活動支援課長

協働のまちづくり応援補助金、チャレンジング事業につきましては、市民活動団体や地域活動団体が実施する地域に密着した公共サービスの充実を図るためのまちづくり事業を支援する制度でございます。

具体的には、不特定多数かつ多くの人々の利益となる活動を対象としており、市民自身の手による地域活性化を促進することを目的としております。

今回、対象団体の構成要件、補助対象要件、補助金額等を一部見直し、予算要求を行っております。内訳につきましては、市民活動団体が実施するテーマ事業及び地域活動団体のコミュニティ事業は採択回数1回、上限15万円でございますが、3団体45万円。2回目、上限額10万円、2団体20万円。3回目、上限5万円、5団体の25万円。複数団体で実施するコラボ事業につきましては上限額を20万円、1団体としまして、合計で11団体110万円、消耗品費等を踏まえまして111万円の予算計上をさせていただいております。

○藤堂委員

復活ありがとうございます。

次に、事業の変更点がございましたら、ご説明願います。

○市民活動支援課長

変更点でございますが、要綱の変更内容に基づいて説明させていただきます。補助団体の構成要件でございますが、改正前は5人以上の団体としておりました。改正後は5人以上かつ半数以上が飯塚市在住という要件に変更いたしております。これにより、地域に根差した団体の活動がより重視されるということを想定しております。

補助対象要件でございますが、改正前は国、地方公共団体または民間からの制度的補助等を受ける事業は不可としておりましたが、改正後は国、地方団体または民間から制度的補助を受ける団体及び事業は不可となります。これは厳格な基準を設けることにより、重複して補助を受けることができなくなり、多様な多くの団体がこの制度を利用しやすくなるようになります。

補助金額でございますが、テーマ事業及びコミュニティ事業の上限額を15万円、コラボ事業の上限額を20万円に設定しております。先駆的事业の上限20万円は廃止としますが、補助率の4分の3の変更はございません。

自立促進や補助依存の抑制を目的としまして交付上限額に傾斜を設け、最多3回まで補助金の交付が可能となります。

以上の変更点により、地域活動団体が自立した事業を行うための支援が進んでいくことを期待いたしております。

○藤堂委員

今後の展望について、説明を求めます。

○市民活動支援課長

今回の予算要求に当たり、先ほど申しましたように、補助上限額の見直しを行い傾斜をつけております。自立を促す目的を追加しました。これにより、より多くの団体の事業への支援が可能になると考えております。

市民の皆様が主体となって地域課題を解決する活動を支援することで、地域の活力が高まることを期待しております。

今後も支援を継続し、市民等及び活動団体の皆様と協働のまちづくりの推進を図っていききたいというふうに考えております。

○藤堂委員

今回の見直しは補助金への依存を脱却して、より多くの団体が自立を目指すための前向きな適正化であると捉えております。

実施に当たり、以下2点お願いできればと思います。まず、補助金が減るからこそ、企画の立て方や他団体との連携といった資金以外の知恵と情報の支援を、これまで以上に手厚くしていただければというふうに思います。

次に、居住要件や回数制限の導入により、熱意ある団体の活動が停滞しないよう十分な周知期間の確保と各団体の事情に寄り添った柔軟な相談体制の徹底をお願いいたします。

○委員長

次に、同じく82ページ、地域振興費、その他の地域振興費について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

同じく82ページの協働まちづくり応援補助金について質問いたします。

この事業は令和2年度からの5年間継続されておりましたが、今年度は計上されておられませんでした。今回の計上によりまして、市民がまちづくりに関われるよい機会になったと本当に思っております。

先ほどの同僚委員の質問で、今までの事業の変更点についてご説明していただき、よく分かりましたが、もう一度、事業費の補助上限額に傾斜をつけた理由について、説明を求めます。

○市民活動支援課長

テーマ事業、コミュニティ事業は、先ほど言いましたけど、1回目上限額15万円、2回目が10万円、3回目が5万円となっております。コラボ事業につきましては、1回目、上限額20万円、2回目、15万円、3回目、10万円となっております。活動団体の自立促進、補助への依存を抑制することとしておりまして、将来、活動団体が自立して事業を行えるよう交付限度額に傾斜を設けて、今回、補助金の予算要求をさせていただいております。

○金子委員

今回の改正で、多くの団体が参加できるようになったということは本当によかったなと思いますけども、先ほど同僚委員がお話しましたように、本来、自立とは何かというところをもう少し一緒に考えて考えるような仕組みがあったらいいのではないかなというふうに少し考えました。

私は以前、令和4年度の決算特別委員会の中で、久留米市の市民活動・絆づくり推進事業費補助金についてご紹介させていただきました。再度ご紹介させていただきます。何でこれがいいのかというと、本当に小さな市民活動から、大きな、市と一緒に協働する仕組みがしっかりできているところが、学ぶべきところがあるのではないかと考えて紹介させていただきました。

本市でもテーマ事業、コミュニティ事業、コラボ事業というふうに区分がしてあります。久留米市では大きく2つ分類されており、市民公益活動団体向けと地域コミュニティ向けがあります。その中でも、初めて市民活動をする方は「協働のたねまき・チャレンジ枠」というもの、また、若者や大学生にだけ特化したものもあります。そしてまた、市の担当部局と一緒に成果目標と測定方法、手法を設定し、役割分担するものまで幅広い選択ができるように設計されております。

本市においても様々な先進自治体の補助制度を検証し、活動団体の支援体制の充実を図って

いただきたいと思います。

では、この令和2年度から令和5年度まで、決算に係る主要な施策の成果説明書を再度読ませていただきました。その中に、協働のまちづくり応援事業について掲載されておりました。その中には、この事業の周知不足等が書いてあります。今回は市民への周知についてどのように計画されているのか、お尋ねいたします。

○市民活動支援課長

市民への周知方法でございます。令和8年度の募集におきましては4月以降に行う予定としております。周知を徹底するために、市報掲載及び各施設にポスターを掲示、そしてホームページへの情報掲載を行い、広く呼びかけることとしております。多くの皆様に事業の趣旨や申請方法を理解していただき、申請を募りたいというふうに考えております。

また、疑問や不安を解消するために、申請に関する相相談窓口や説明会を実施する予定としてしております。

○金子委員

確認ですけど、今までは説明会がなかったということだったのでしょうか。

○市民活動支援課長

過去も説明会はやっております。来年度に向けても説明会を、分かりやすいように期間を設けてやりたいというふうに考えております。

○金子委員

ぜひ分かりやすい丁寧な説明会を、よろしくお願いいたします。

先ほどご紹介させていただきました久留米市の事業では高齢者やこども、外国人との交流など地域のつながり続けるための仕組みづくりや交通安全の啓発、災害支援、観光、環境と多岐にわたっており、市民と行政が協働で取り組める段階的な制度となっています。

例えば、子育て団体が本事業を活用したいといった場合についてどのようなことができるのか、説明を求めます。

○市民活動支援課長

子育て団体など各種団体の本事業の活用でございますが、申請条件に合致すれば活用は可能でございます。委員がおっしゃいますように、子育て支援に関する取組は地域の未来を担うこどもたちの健全な成長を促すために非常に重要であるというふうに考えております。協働のまちづくりにおいても大きな役割を果たすものと認識しております。子育て団体、各種団体の皆様にも積極的にご活用いただきたいというふうに考えております。

○金子委員

子育て団体の方が大いにこの事業を活用していただいたらというふうに考えます。

市民協働のまちづくりを推進するためには、市民協働部の担当だけではなく、関係する様々な部や課の連携が不可欠だと考えます。財政的支援だけでなく相談や情報提供、また、あらゆる支援体制の連携などに努めていただくよう要望いたします。

では、事業の効果について、説明を求めます。

○市民活動支援課長

この事業の効果についてでございますが、地域課題に向けた具体的な取組が進むことで、地域の魅力が増し、地域住民の満足度が向上すると期待されます。また、活動団体や市民同士の連携が強化されることで地域全体の活力が向上し、持続可能な地域社会の実現に向けた一歩となると考えております。

この事業を通しまして各団体のニーズに対応した支援を継続することにより、活動の活発化、地域の活性化、市民協働のまちづくりの推進をしてまいりたいというふうに考えております。

○金子委員

この事業はもともと令和2年から5年間やっておりました。たまたまコロナと重なって、大

きな成果を出しそうになったところで終わってしまったかなというふうに私も見て思っております。ぜひ、この事業が本当に初めの一步となるように、また、そのあと大きな市民との協働となるような事業になりますよう、心からしっかりと事業を進めていただきたいと思います。

また、私が考えるに、もともとがこの公共サービスの充実を図るためとか、市民の活動団体の自立促進、また補助依存というようなことがもう少し整理されて、どんなふうなことが飯塚市が考える協働なのかというところを、市民の皆さんと一緒に考える必要があるのではないかなというふうに考えております。ぜひ、この事業を多くの方に知らせていただき、まちづくりを進めていただきますようよろしくお願いいたします。

○委員長

次に、同じく 82 ページ、地域振興費、その他の地域振興費について、石川委員の質疑を許します。

○石川委員

同じく、協働のまちづくり応援事業費について質問させていただきます。

1 点だけ、市民活動を活性化するためには安心して相談できる仕組みが不可欠です。情報提供、団体間の連携促進、広報活動のサポートなど、市が助言、後押しする体制も重要だと考えます。サポートする環境について、ご説明ください。

○市民活動支援課長

市民や団体が活動するに当たり、サポート環境、支援体制づくりは重要だと認識しております。補助金の交付だけでなく、市民交流プラザや市の窓口において各種相談を受けて、情報発信、団体間をつなぐ橋渡しなど様々なサポート支援の強化を進めてまいりたいというふうに考えております。

○石川委員

サポート支援の強化を進められるということですが、本事業の募集やイベント案内などを市の公式 L I N E で情報発信はできないのでしょうか、お尋ねします。

○市民活動支援課長

広報（SNS）運用マニュアルでは、事業の募集は L I N E 発信できないものに該当しております。基本的には飯塚市民を対象としている事業が条件となっており、少人数のイベント、講座、特定地域の主催事業、キャンペーン等は発信できないこととなっております。多くの市民を対象としているイベントの案内につきましては情報管理課と協議を行い、情報発信することになっております。

L I N E につきましては災害時の配信等などを行う一面もございまして、一部規制がございますが、インスタグラム、X、フェイスブックは活用できます。活動団体の支援のため SNS を活用した情報発信について検証し、積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○石川委員

ぜひよろしくお願いいたします。市民活動を広げるためには補助金だけでなく、安心して相談できる環境づくりと行政の伴走支援が欠かせません。市民交流プラザや窓口での相談対応、情報提供、団体間のつなぎなど、現行の取組をさらに強化していただきたいと思います。

また、情報発信については L I N E の運用基準で募集案内が難しい点は理解しています。しかし、市民活動の周知には SNS の積極的な活用が不可欠です。インスタグラム、X、フェイスブックなど、発信可能な媒体を最大限活用し、市民に情報が届く仕組みを強化していただくことと、そういうことを市が発信していただくことが団体にとって大きな支援になると思いますので、その辺を要望して、質問を終わります。

○委員長

次に、82 ページから 84 ページ、電算管理費、その他の電算管理費について、赤尾委員の

質疑を許します。

○赤尾委員

予算書の８２ページから８４ページ、予算資料の１３ページ、総務管理費の電算管理費について質問いたします。

まず、令和７年度、これは当初予算ベースですけど、７億８千万円予算計上されておりました、令和８年度は５億３千万円、約２億４８００万円減っておりますが、この主な減額理由について、お尋ねします。

○情報管理課長

主な減額理由は令和７年度当初では計上していました電算システム新体系構築委託料２億７４２１万７千円について、標準準拠システムの稼働延伸等に伴い、令和７年１２月補正で繰越明許により対応することとなっております。令和８年度当初では、新規計上が不要になったことが理由となっております。

その一方で、基幹系・内部情報系のクラウド利用料など運用経費は継続するため、構築費が落ちた分がそのまま差額とはなっておりません。結果として、当該事業全体では２億４８４４万９千円の減となっております。

○赤尾委員

令和８年度の予算で５億３千万円とあります。これの具体的な使い道、使途についてまず１点お尋ねしたいのと、併せてお尋ねしたいのが、今後、固定費として毎年経常的にこの予算が必要なのかも併せて答弁をお願いします。

○情報管理課長

まず、当該経費は電算処理に係る管理経費でありまして、主に基幹系システム、内部情報系システム、庁舎間ネットワーク等のクラウドサービス利用料、庁舎間ネットワークの回線利用料、インターネット利用に係るクラウドサービス利用料プラス消耗品などで構成されております。

次に、２点目ですけども、この金額の大部分につきましては自治体クラウド電算システム使用料４億７２３５万１千円で、基幹系・内部情報系の利用に加え、ネットワーク保守運用支援等を含めまして、言わば必要な固定経費となっております。

また、令和７年度からは基幹系の２０業務の標準化に伴い、ガバメントクラウドの関連経費が追加されており、制度対応として一定の運用費が今後も継続して発生することとなっております。

○赤尾委員

今後もこの５．３億円規模の支出が続くと、財政的にも大変大きな負担となると思いますが、何かの対策を取って、削減余地があるのか、逆に、例えば今後、国の方針変更等で増額の可能性があるのか、その辺をお尋ねします。

○情報管理課長

まずは、この業務は基幹系・内部情報系の運用は行政サービスの根幹であり、今後も一定の運用費は継続してまいります。

一方で、ガバメントクラウド、AWSを使っておりますけど、この関連経費につきましては通信料やデータの保管料、為替レート等で変動しうる要素があるため、利用状況の見える化と最適化により、抑制の余地はあると思っております。

一方、国におきましても標準化基本方針の改定の中で、ガバメントクラウドの利用促進策を掲げております。移行を後押しする整理が国においてもなされております。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 １１：５９

再 開 12:58

委員会を再開いたします。

84ページ、交通安全対策費、交通安全施設整備事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

30ページから31ページ、説明をお願いします。

○土木管理課長

この交通安全施設整備事業は国の交通安全対策特別交付金を財源として、道路反射鏡、転落防止柵、外側線等の交通安全施設整備を通し、道路の交通環境向上を図るとともに、交通事故の発生を防止することを目的としているものです。

提出させていただいた資料は当該事業費の交付金の推移及び今後の計画について示しております。過去10年間の交通安全対策特別交付金の推移としましては年度ごとに多少の増減がございますが、平成27年度3076万3千円をピークに交付金の減少傾向は続いており、令和8年度の見込額は1490万円となっております。

また、令和8年度の事業箇所といたしましては、資料の一覧表に上げております44か所を予定しております。

○川上委員

相当の減額なんですけれども、事業への影響はどうでしょうか。

○土木管理課長

本事業は国からの交付金を財源とした事業であり、限られた予算の範囲内での事業実施になることから、事業か所の選定に当たっては地域や教育委員会からの要望を踏まえ、緊急に対応していかなければならない箇所から優先的に対応しております。

また、軽微な補修などにつきましては土木管理課の現場職員による対応により安全対策を講じております。

○川上委員

軽微なものについて、生活道路の安全対策に不足する分はどう財源確保するんですか。

○土木管理課長

本事業は国からの交付金を財源とした事業でございますので、本市といたしましては今後、国の施策の動向に注意しながら、積極的に交付金の確保に努めてまいります。

○委員長

次に、川上より通告のっております86ページ87ページ、人権推進費、人権啓発センター管理運営事業費につきましては総括質疑として行います。

次に、87ページ、人権推進費、人権推進事業費について、藤堂委員の質疑を許します。

○藤堂委員

部落差別解消推進団体補助金、約2千万円が計上されておりますが、この補助金の対象となる団体について、お尋ねいたします。

○人権・同和政策課長

資料の34ページをお願いいたします。補助金の交付対象となる部落差別解消推進団体は部落解放同盟飯塚市協議会と全日本同和会、福岡県連合会飯塚市支部協議会の2団体となっております。

○藤堂委員

昨年と比較すると補助金が減額になっておりますが、その理由について、お尋ねいたします。

○人権・同和政策課長

部落解放同盟の補助金、まずはこの2団体のうち部落解放同盟の補助金は令和7年度2043万3千円、令和8年度1756万4千円で、286万9千円の減額となっております。

全日本同和会につきましては前年度同額の254万8千円となっております。減額につきましては部落解放同盟の人件費に関する減額となっております。

○藤堂委員

この補助金ですが、交付要綱に基づき交付されていると思いますが、補助金の趣旨及び対象となる団体はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○人権・同和政策課長

補助金交付に関して飯塚市部落差別解消推進団体補助金交付要綱を定め、平成27年4月1日から適用しております。

補助金の趣旨としましては住民の自主的組織的な教育活動を推進し、住民自らの教育水準、福祉の向上を図るため、人権部落差別解消行政と整合性を保ち、部落差別問題の速やかな解決に資するための費用について、部落差別解消、対策の推進に資する団体に対して補助金を交付しているものでございます。

対象団体につきましては自立支援推進活動、人権部落差別問題啓発推進活動及びその他市長が適切と認めた事業を行う団体で市長が認めた団体となっております。

○藤堂委員

飯塚市補助金等交付規則第3条ですと、補助金の交付対象となる事務事業は市の行政を補完し、または住民の福祉を増進するために公益上必要と認められるものでなければならないと規定されています。この補助金の対象とする事務事業はどういったものなのか、お尋ねいたします。

○人権・同和政策課長

この補助金の交付対象団体においては地域住民の自立支援推進活動として、就職が困難な方の自立、地域における住民福祉の連絡調整、就職や差別問題についての相談への対応や各種研修会等に参加することによる組織的な啓発推進に取り組んでおられ、部落差別問題や人権問題の解消を推進している団体としての活動が市の人権行政を補完しているものと判断しております。

○藤堂委員

それでは補助の対象となる経費について、お尋ねいたします。

○人権・同和政策課長

補助対象経費は人件費、事務局費、会議費、専門部及び支部活動研修費となっております。

○藤堂委員

補助対象団体には自主財源があると思いますが、全体の事業費のどのぐらいが市からの補助金で賄っているのか、それぞれの団体ごとにお尋ねいたします。

○人権・同和政策課長

令和7年度予算ベースになりますが、部落解放同盟は約87%、全日本同和会は約85%となっております。

○藤堂委員

人権を尊重してあらゆる差別を解消していくことは本市にとって極めて重要な責務であって、そのための啓発や研修事業の必要性は十分理解しております。

その上で、今回質問します補助金の在り方について、2点意見させていただきますけれども、まず事業成果の可視化と透明性の向上だと思います。答弁では市の人権行政補完施設の説明がございましたけれども、予算の8割以上が市からの補助金に依存しているという現状を鑑みれば、市民に対してその具体的な活動内容だったり、成果がより明確に伝わる必要があると考えます。補助金を交付して終わりではなくて、どのような相談に対応してどのような啓発活動、啓発効果があったのか、市民が納得できる形での情報公開が必要かと考えます。もし仮に、今やったださっている業務が市で行えるのであれば、補助金の必要性はないと私としては考え

ております。

次に、団体の自立化に向けた検討です。本市の補助金交付規則にもあるとおり、補助金は本来、公益上の必要性に基づいて支出されるものですけれども、長期にわたって高い依存度が続いていることはとても健全とは思えません。時代の変化であつたり社会情勢を踏まえて、各団体がより自主財源を確保して自立した活動が展開できるよう、市としても長いスパンで見えていただければなというふうに思っております。

人権行政の理解を広く市民に浸透するためにも、より透明性が高く実効性のある予算執行に努めていただくことを要望して私の質問を終わります。

○委員長

次に、川上委員より質疑通告があつております８７ページ人権推進費、人権推進事業費につきましては、総括質疑として行います。

次に、８８ページ、８９ページ、男女共同参画推進費、その他の男女共同参画推進費について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

私のほうから８８ページ、その他の男女共同参画推進費の中で、今後の男女共同参画推進センターサックスの運営についてお尋ねいたします。今年度、男女共同参画推進センターサックスが改修されましたが、サックスの現在の職員体制はどうなっているのか、お尋ねいたします。

○男女共同参画推進課長

現在、男女共同参画推進課は企画担当と事業系の２つの係を設けております。そのうち事業系は男女共同参画推進センターサックスに係長と会計年度任用職員１名、本庁にＤＶ等相談員として会計年度任用職員１名をそれぞれ配置いたしまして、男女共同参画推進センターサックスでは当センターの管理運営に加え、啓発事業を行うとともに、本庁ではＤＶ被害者等への支援を行っております。

○金子委員

では、来年度の男女共同参画推進センターサックスの職員体制はどうなる予定でしょうか。

○男女共同参画推進課長

事業系の業務のうち相談事業につきましては本市におけるＤＶ被害者や困難な問題を抱える女性等の支援をスピーディーかつ効果的に実施するために、庁内関係各課との連携が不可欠であることから、引き続き、本庁での複数の職員による相談体制の維持が望ましいと考えております。

年々増加傾向にありますＤＶ被害者等への支援につきましては、職員が２つの拠点に分かれて業務を行うことで事務の遂行に支障が生じる場合がございますので、今後は事業系の業務のうち男女共同参画推進センターサックスの施設利用許可申請に係る業務の一部につきまして、生涯学習課に担ってもらうことで当課の職員体制を本庁に集約したいと考えております。

○金子委員

来年度は本市のＤＶ被害者や困難な問題を抱える女性の支援の在り方が、庁内関係課等との連携が必要なため、本市の本庁に一括されていくということですが、今後の男女共同参画推進センターサックスと本市における男女共同参画推進について、今後の展望についてお伺いいたします。

○男女共同参画推進課長

男女共同参画推進センターサックスは、男女共同参画の推進を図る活動の拠点施設として、今後も男女共同参画に関する情報提供や学習の機会の提供など、様々な事業を実施してまいります。

また、市民交流プラザの機能移転により、市民や多様な活動団体との情報交換や連携強化の機会が広がることから、これらを生かし、男女共同参画社会の実現に向けた活動の拠点施設と

して、より一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

職員体制につきましては本庁に集約いたしますが、今後も必要に応じて男女共同参画推進センターサックスで業務を行うことができる体制とし、拠点としての役割が十分果たせるよう努めてまいります。

今後は、当課の業務を本庁に集約することで施策を一体的に進めるとともに、関係各課との連携を強化し、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策やDV被害者等への支援につきまして、より効果的かつ効率的に推進してまいりたいと考えております。

○金子委員

DVの問題や困難な問題を抱える女性の問題は大変大きな問題です。しかし、これは男女共同参画が進んでない、ある意味結果だと私は考えております。地域における男女共同参画の推進、また、方針決定の過程の女性の参画を推進し、男女問わず、年齢、それから性別を問わず、全ての人がお互いの価値を認め合うこと、それこそが男女共同参画、また、ジェンダー平等の推進であり、それが男女共同参画推進センターサックスが市民交流プラザの移転に伴い深まっていくよう、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長

次に、同じく88ページ、89ページ、男女共同参画推進費、その他の男女共同参画推進費について、石川委員の質疑を許します。

○石川委員

88ページ、男女共同参画推進費、その他の男女共同参画推進費の啓発主催事業費について、予算資料14ページですが、啓発主催事業費が令和7年度と比較すると、31万4千円減額されていますが、その内訳をお尋ねします。

○男女共同参画推進課長

啓発事業費につきましては女性の社会的地位の向上と男女共同参画社会づくりの促進を図るため、各種啓発講座を実施しており、講師謝礼金や手話通訳派遣手数料などの必要な経費を計上しております。

令和7年度と比較しまして31万4千円の減額が生じておりますが、主なものといたしましては、用紙や印刷機のインクの消耗品費が12万4千円減額、また、令和7年度は出前講座に使用する予定で、DVD購入に関する経費を備品購入費として予算計上しておりましたので、その減額が13万9千円となっております。

○石川委員

減額の理由をお尋ねします。

○男女共同参画推進課長

消耗品費につきましてはこれまでの執行実績も踏まえ、必要額を精査した結果の減額でございます。

また、備品購入費でございますが、令和7年度は啓発用のDVDの購入を想定して予算計上しておりましたが、選定を進める中で本市の状況に即した資料を作成したほうがより効果的であると判断したため、既製品を購入せず、独自資料にて出前講座を実施したところでございます。

当面は独自資料で対応してまいりますが、より効果的な教材等が必要となった場合には改めて購入について検討してまいりたいと考えております。

○石川委員

減額の理由は経費を精査した結果ということで理解しました。

今後の展望について、伺います。

○男女共同参画推進課長

啓発事業としましては、令和7年度は他課との共催を含め6つの講座を実施する予定でございます。

います。

また、令和５年度より出前講座を積極的に実施しておりまして、受講者数は令和５年度が１３か所で２３６名、令和６年度が１７か所で３８６名、令和７年度が７か所で４４０名となっており、性別による固定的な役割分担意識のさらなる解消に向けた啓発に取り組んでいるところでございます。

今後につきましても男女共同参画推進センターサックスを中心に啓発講座の実施や地域での出前講座の開催などを通じて、男女共同参画の理解促進に取り組んでまいります。

また、併せまして、より多くの市民の方に男女共同参画の意識の啓発が図れるよう、効果的な事業実施に努めてまいりたいと考えております。

○石川委員

啓発主催事業費が昨年より減額されている点については、ジェンダー平等や男女平等への積み重ねてこられた取組が後退してしまわないか大変懸念しました。しかし、経費を精査した結果であるとの説明は理解しました。

また、啓発講座や出前講座の開催に積極的に取り組まれていることも確認できました。今後とも効果的な事業を継続的かつ計画的に持続可能な体制で推進していただくようお願いして、質問を終わります。

○委員長

次に、９３ページ、諸費、自治会運営事業費について、石川委員の質疑を許します。

○石川委員

９３ページ、行政協力員等関係費について、予算資料１４ページですが、この自治会運営事業費が昨年度より減額となっていますが、主に減額となっている事業費は何か、また、その事業内容について、お尋ねします。

○まちづくり推進課長

自治会運営事業費の中で主に減額となっていますのは自治会連合会補助金です。令和７年度は３５４万４千円でしたが、令和８年度予算は２１２万８千円で、１４１万６千円の減額となっております。

その事業内容ですが、自治会連合会が行う市民自治の振興と推進並びに市との連携を円滑に進めるため、先進地の視察研修を行うための費用です。各支部の研修内容が各年度の実施などに変更したため、減額となったものです。

○石川委員

次に、自治会運営事業費の内訳にある行政協力員等謝礼金は市の業務の一部を担っていただいている行政協力員や行政協力補助員への謝金になるということですが、謝礼金の金額は平成１８年の合併時から同じ単価を用いて計算されていますが、今回単価の見直し等を行われたのでしょうか。

○まちづくり推進課長

行政協力員、行政協力補助員の皆さんには市報等の配布、市からの連絡調整や災害の対応など、自治会活動を支えていただいております。自然災害、交通安全犯罪抑止など、安心安全を揺るがす困難な課題が年々増加しているとともに、行政からの自治会の依頼業務も増加しております。

行政協力員の謝礼金は平等割として一律月額１万５００円、併せて毎月配付していただいております市報等の配布世帯数に応じて、１世帯当たり月額９８円を支給しております。

また、行政協力補助員の謝礼金は平等割として一律月額８３０円、市報等の配布は１世帯当たり月額５４円を支給しております。

今回、一律月月額の平等割を１０％増額し、行政協力員で月額１万５００円から１万１５００円、行政協力補助員で月額８３０円から９１３円で単価の見直しを行っております。

○石川委員

この謝礼金ですけれども、直接個人に支払われる仕組みになっているのでしょうか。

○まちづくり推進課長

それぞれの行政協力員、また行政協力補助員のほうに支払われる仕組みになっております。

○石川委員

行政協力員、行政協力補助員の皆さんは地域の安全や見守りなど、日々大切な役割を担われていて、今回の単価増額はその働きを評価されてのこととして受け止めています。

一方で、高齢化や担い手不足により業務の偏りや負担の大きさが続いている地域もあります。

そこで要望です。まず、業務量や負担の実態を丁寧に把握し、必要に応じて業務の見直しや負担を軽くする工夫を検討していただきたいこと。そして、この制度を地域コミュニティの維持や見守りの仕組みとして今後どのように位置づけていくのか、行政としての方向性を示していただきたいこと。この2点ですね。地域を支える皆さんが無理なく続けられる環境づくりに向けて、前向きな検討をお願いして、質問を終わらせていただきます。

○委員長

次に、97ページ、98ページ、賦課徴収費、徴収管理運営事業費について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

97ページの市税等徴収事務改善事業費1452万6千円について、お尋ねいたします。

市税等におけるこの催告業務を委託されておられますが、その委託の概要、事業開始年度、また、業者選定について、お尋ねいたします。

○税務課長

本業務については現年度課税分の滞納者について民間業者へ電話や訪問業務を委託し、市税及び国民健康保険税の納税意識の向上を図りつつ、職員でしか行えない滞納繰越しに関する調査や差押えなどの徴収強化を進めるなど、収納事務の改善を図ることを目的に業務委託を行っております。

本業務につきましては令和3年度にプロポーザル方式により業者選定を行いまして、当該年度の委託契約を締結したのが最初であります。次年度の令和4年度は一般競争入札にて契約締結を行っております。令和5年度と令和6年度は本業務のほかに健幸保健課の所管業務であります集団検診の受電・架電業務を加えまして、各年度プロポーザル方式により業者選定を行い、委託契約を締結しております。その後、令和7年度からの契約については集団検診の受電・架電業務を除いた市税と催告業務のみとし、契約期間を令和7年度から令和9年度までの3年間とし、指名競争入札にて業者選定を行っております。

○金子委員

現在、いろいろ令和3年度からプロポーザル方式で行っていたが、現在、令和7年度からは指名競争入札にて業者選定を行ったということで分かりました。

では、現在の契約内容について、お尋ねいたします。

○税務課長

現在の契約内容につきましては相手先が株式会社ITフォーテックスです。契約期間は令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間で、契約金額は税込み5075万4千円、令和7年度から令和9年度の間の各年度の契約金額は税込み1691万8千円といたしております。

各年度按分して予算計上しており、市税分を契約金額の8割として一般会計にて、また、国民健康保険税分を契約金額の2割として、特別会計にそれぞれ計上いたしております。今回の一般会計予算に計上しておりますのは、本年度の契約金額のうち市税分として1353万5千円を計上しております。

○金子委員

では、現年度分の滞納について電話や訪問をされているということですが、それらの業務の確認の方法はどのようにされているのか、お尋ねいたします。

○税務課長

催告業務についてはまず本市のほうから対象者リストを作成し、毎月25日頃業者に提供いたします。そのリストから既に納付された方や納付を約束した方、また、前月に催告書を送付した方などを対象から除き、文書、電話、訪問の催告業務を行っているところです。業者側で各催告業務の記録を残し、常時、職員側においても対象者の状況を確認しております。

また、各件数等については毎月報告書を提出していただき確認しており、毎月実施する定例会議の中で前月の目標達成状況や実施状況を報告していただき、業務の改善点や今後の方針に関する意見交換を行いながら本業務委託を遂行しているところです。

○金子委員

この催告業務は他市の状況はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○税務課長

現在、県内では福岡市、北九州市、久留米市の3自治体が同様の税の催告業務を委託しております。

○金子委員

現年度が未納であり、過年度の滞納者となる人数は今どのくらいいるのか、教えてください。

○税務課長

令和6年度の市税及び国民健康保険税における過年度滞納となった件数は4551件でございます。

○金子委員

では、本業務の効果について、どのようにお考えでしょうか。

○税務課長

委託をする前で、新型コロナの影響がない令和元年度と令和6年度の現年度の徴収率を比較しますと、市税が99.07%から99.28%と0.21ポイントの上昇、国民健康保険税が94.78%から94.83%と0.05ポイントの上昇となっております。

現年度課税分の滞納者に対し早期に電話催告、訪問催告等を行い、アプローチを増やすことで滞納処分に至る前の納付勧奨行っております。

委託により現年の催告業務が軽減したことにより、市職員が行う財産調査や差押え等の事務の強化につながっております。

滞納繰越しの調定額については委託前で新型コロナの影響がない令和元年度と令和6年度で比較しますと、市税分は8億9497万7千円から6億9514万2千円で、1億9983万5千円の減額。また、国民健康保険税分が8億1571万2千円から5億3630万9千円で、2億7940万3千円の減額となっており、一定の成果が出ているものと考えております。

○金子委員

るる聞かせていただきました。納税意識が向上することは大変重要だと考えております。

一方で、物価高騰が続く中、生活が厳しいという世帯もあると考えております。催告業務を受託する業者と文書や電話訪問など具体的な方法を計画を確認し、業務を遂行していただくよう、よろしくお願いいたします。

○委員長

次に、100ページ、101ページ、選挙管理委員会費、職員給与費について、藤堂委員の質疑を許します。

○藤堂委員

私は1年間組長だったんですけど、頑張りました。ただ、2回ある公民館掃除、1回寝坊し

てめちゃくちゃ怒られました。すみません、質問します。

職員の選挙管理事務、選挙管理委員会費について、職員の給与費の内容について、お尋ねいたします。

○選挙管理委員会事務局長

予算書100ページの下段から始まっております、職員給与費1715万1千円でございますけども、これは選挙事務を担当しております総務課選挙係の正規職員2名分の人件費として計上しているものでございます。

○藤堂委員

当日投票の投票時間の短縮は可能なのか、本市としていかがお考えでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長

投票時間につきましては公職選挙法第40条におきまして、投票所は午前7時に開き、午後8時に閉じると規定しておりますので、現状ではそれに従って投票時間を定めております。

投票時間の変更につきましては市町村の選挙管理委員会で決定することはできますけれども、投票機会の確保でありますとか、投票率の影響も結構大きくございますので、導入には慎重な検討が必要と考えております。

○藤堂委員

仮に投票時間を短くできれば、投票立会人の皆様であったり、選挙事務に従事する職員の負担軽減につながると考えますし、先ほどの予算は選挙の担当者の人件費とのことですが、かかる経費も削減されると考えます。

例えば、午前7時から午前8時、午後6時から午後8時を短縮した場合、削減額がどれくらいになると見込んでいるのか、また、この時間帯の投票者数とその割合が分かればお願いいたします。

○選挙管理委員会事務局長

投票時間、委員がおっしゃる午前8時からの内容でございますと、午前8時から午後6時までということになると思います。ということですので、3時間の短縮になりますので、削減経費のほうは昨年7月の参院選の経費で引き直しますと、約236万7千円の人件費の削減が想定はされます。

また、この時間帯の投票者数、午前7時から午前8時までと、午後6時から午後8時まで、この間の投票者数でございますけど、これは先日の衆議院議員総選挙の数字で申し上げますと、午前2時から7時から午前8時まででは601人、午後6時から午後8時は3162人で、合わせて3763人でございました。有権者全体に占める割合につきましては、午前7時から午前8時まででは0.59%、午後6時から午後8時は3.08%で、合わせますと3.67%というふうになっております。

○藤堂委員

私個人としては、もう選挙時間は短くていいんじゃないかなというふうに思っております。もちろん時間を確保して投票の機会を設けるといのは重要なことというふうに思うんですけども、投票する側の安全みたいに守られているんですけど、運営されている側の安全みたいな、あんまり守られてない気がして、例えば、今、気候はいいですけど、夏でエアコンがないところでやったださっている方々もいらっしゃるわけで、その人たちの安全はどう確保するんだとか、そこら辺も考えると、今、期日前投票等もありますので、私としては短くていいのかなと思います。

ただ、きちんと数字を見て、皆さんに周知してやっていくことですので、一概に短くしましたというか、議論を重ねてやっていくことだなというふうには思っているんですけども。

何度も言いますが、個人的には短くしてもいいのかなというので、この数字を見ると、あとの2時間短くすると3千人ぐらいいらっしゃるの、市議会選だと2人ぐらい通る人がいると。

午前中ぐらいただったら削れるんじゃないかなと思ひながらですね。

私個人としては、今は7時、8時ですけど、8時、6時とか、期日前投票もやっておりますので、あと、ゆめタウンであったり、イオンであったり、そういった場所が増やせるならば、そういう投票機会を増やしていったら、今の時代に合った制度設計が必要なんじゃないかなというふうに思っております、最後は意見、要望をさせていただいて終わります。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

予算書80ページ、協働のまちづくり応援補助金110万円についてお尋ねしたいんですけども、大丈夫ですかね。補助対象はどこを考えてあるんですか。

○市民活動支援課長

今回の事業の補助対象でございますが、7月以降募集をかけて行うので、対象がどこということは想定はしておりません。

○川上委員

110万円というのはどこから出てきているんですか。

○市民活動支援課長

内訳は先ほど説明しましたとおりで、1回目に該当する団体が3団体、初めての団体ですね、それが45万円。2回目に該当する団体が2団体で20万円、3回目に該当する団体が5団体で25万円を見込んでいます。あと、複数でコラボする事業につきましても、1団体20万円を見込んであるというところでございます。

なお、過去に申請した中の1回目、2回目、これはもう継続していて3回目に来るんじゃないかなということは見込んであるところでございます。

○川上委員

対象外となる要件を教えてください。

○市民活動支援課長

先ほども説明させていただきましたが、補助をもらっている団体さんであったり、補助をもらっている事業は不可というふうになっております。

国、地方公共団体または民間からの制度的補助を受ける団体及び事業は不可というふうになっております。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:42

再 開 13:43

委員会を再開いたします。

委員会を再開いたしますが、すみません、最初に言いましたように、通告外の質疑を行う場合、事前に委員長にお知らせいただくように、委員会をスムーズに進行できるようにご協力をお願いいたします。

○市民活動支援課長

対象外でございますが、他から補助等を受ける事業団体、政治または宗教目的の事業、営利目的の事業、特定の個人や団体のみが利益を受ける事業が対象外というふうになっております。

○川上委員

110万円は先ほど分かりましたが、事前に相談があつて協議しているところはないんですか。

○市民活動支援課長

ございません。

○川上委員

部落解放同盟の幹部などがつくるNPOほかの組織は対象になりますか。

○市民活動支援課長

ちょっと私のほうが詳しく分からないんですが、その団体さんが何らかの補助を受けている団体さんは、さっき言った要綱どおり補助をもらっているのであれば対象外と。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

○瀬戸委員

先ほどの藤堂委員の選挙関係の関連で一つだけお聞きします。今、電子投票のタッチパネル等はどこまで進んでいるんですか。まだ全然、飯塚市は考えてないんでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長

ただいまのところ、特段の検討はしておりません。

○瀬戸委員

全国的に取り入れているところはないんですかね、まだ。

○選挙管理委員会事務局長

すいません、ちょっと今どこの町かというのはありますけど、例はございます。導入している例はあるようでございます。

○瀬戸委員

先ほど藤堂委員が言われたようなことが、電子投票になれば相当言われたようなことを気にしなくてよくなるようなことになるんじゃないかなと思っているんですけど、そういうところがあればちょっと勉強していただいて、飯塚市でも先進的に、なるべく早めに取り入れられることを要望しておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○道祖委員

地域振興費、定住化促進事業費の中で、シティプロモーション推進事業費が出ておりますけれど、現時点でこれに関連してですけれど、現時点で飯塚市へ移住したときの移住支援金がありますよね、60万円とか100万円とか、先ほど説明いただきましたけど。東京、もしくはこれはたしか東京圏、名古屋圏、大阪圏から飯塚市に定住しますと、家族、夫婦、子ども2人で定住します、新築の家を買います、というふうなときに、幾らの補助金がもらえるんですか。どこを見たら分かりますか。

私が東京にいます、飯塚市に定住しようと思います、飯塚市の定住政策はどんなものがあります、一覧表で。うちの家族は夫婦2人、子ども2人、15歳未満という仮定で、どこを見たら、幾らの補助が、支援金とか定住政策の関係の費用が出てくるという一発で見られる資料は、インターネットで探したときに出来ますか。

○企画政策室主幹

飯塚市のホームページの中に、移住支援の関係の欄を設けております。この中で確認いただけるというふうになっております。

○道祖委員

私が言っているのは、私は東京にいます、飯塚市に定住しようと思います、5年以上住みます、もう絶対ここで、だから、新築の家買おうと思います、嫁さんいます、子ども15歳未満が2人います、幾ら補助金が出るというのは、どうやったらインターネットで、ホームページ開いて、何を見たら一発で出るんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:49

再 開 13:50

委員会を再開いたします。

○企画政策室主幹

申し訳ございませんでした。ホームページの中に「飯塚移住計画」というところがございます。そこの中に飯塚市移住支援金事業の紹介というところがございますので、ここにクリックしていただくと出るんですけども、住宅支援金への関係につきましてはこちらのほうに掲載ができておりません。

○道祖委員

できてないでしょう。移住するときに、私だったら、ふるさと飯塚に帰ろう、そのときにふるさととはどれだけ補助金があるのかなというのを調べると思うんですよね。今、都市圏、東京、大阪、名古屋圏からの話をしましたね。そのときに、それ以外の所から帰ってこようとしたときに、それも出ないでしょう。今、進捗の話をしたでしょう。中古住宅の取得のやつもあるわけですよ。だけど、それも出ないでしょう。要は、あなた方は求める人の気持ちに立ってものをつくっていないんですよ。私はそう思うわけですよ。必要とする人たちの立場に立って考えて、つくっていかないと、定住政策がうまくいかないんじゃないかと思うんですよ。

一発で分かるやつ、一々調べて、ホームページあります。今言った内容は分かりますよ、私は見られますから。そこを探したら、100万円出るのかと。加算もあるんだなと。だけど、トータルの金額が出てないわけでしょう。出てなかったですね。それプラスアルファっていうのは何もないんですよ。あなた方は連携してないんですよ、仕事が。定住政策をすると言いながら、定住政策をしているのはあなたのところとほかのところと別々でやっているんですよ。それをリンクして、一括として定住政策がなされていないんじゃないかと思うんですよね。

あなたはシティプロモーション事業をすと言っているけれど、また同じようなものをつくるんじゃないですか。あなたが今、ホームページで書いていますよと言ったやつは、前はなかったんですよ。だから、シティプロモーションという形でつくっていきますよと。できたんですけど、まだ他人事なんですよ。私に言わせれば。だから、本当に定住政策をするということを考えるなら、その人の立場に立って、やっぱりつくっていただきたいと思うんですけど、そういう取組はできますか。

あなたが答えることなのかな。課長でちゃんと上司に言ったら、上司が何かの会議の中できちんと取って取りまとめをするのかな。どういうシステムになっているんですか。

○企画政策室長

シティプロモーションと移住定住に関する事業に関しましては企画政策室のほうで、今現在実施しております。シティプロモーションと移住定住に関しましては令和8年度、組織の見直しをさせていただいて、2つの課に分けようということにしております。

今現在、質問委員が言われてあります、住宅の補助金と、そういったものとは部署がまた別のところがございますので、関係各課、調整して、一つのページから全ての補助金が見られるように調整してまいりたいと考えております。

○道祖委員

調整しないと駄目でしょうね、調整してからつくっていかないと。それはあなたが責任者でやるの。あなたが責任者で調整するわけですか。

○企画政策室長

企画政策室で私が今室長をしておりますので、私の責任で調整してまいります。

○道祖委員

ぜひよろしくお願ひしたいと思っておりますけれど、それで結果はいつ出てくるんですか。いつ、

そういう結果——。調整しました、調整しましたって言って、結果、いろいろな、またこれは違うところ言いますけどね、調整をお願いして、検討をお願いして、結果として調整がつかないということで、また先送りされる可能性がありますので、あなたが責任持ってやるということだったから、いつまでにそういうものができるのかなと思うわけですけど、シティプロモーションの費用がついているから、この内容で各課と調整して、一発で分かるものができるというふうに期待していいんでしょうか。

○企画政策室長

いつまでにというような明言はちょっと難しいところではございますが、ここ一、二か月ぐらいの間で調整を行いまして、ホームページに反映できるよう取り組みたいと思います。

○道祖委員

それができたら知らせてくださいね。見たいと思いますので。よろしくお願いします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○瀬戸委員

今、「飯塚移住計画」というホームページがあるじゃないですか。これにはもう「育てる」、「学ぶ」、「働く」、「住む」ということで、全部ちゃんと管理して入っているじゃないですか。その上で、資金の面も移住支援金ということ出てくるじゃないですか。出来上がっているじゃないですか、別に。何を今2つに分けてまたやると言っているの。出来上がっているものを、今、道祖委員が言われているのは、一発で分かるようなところに——、移住政策大切でしょうと。だから、一発で分かるところに、分かりやすいようにしてくださいって言っているんですよ。今さら、またつくるみたいな話を今されたけど、できかかっているじゃないですか。その分を、例えば、ホームページのトップページで、中に、移住に関して飯塚市ウェルカムとかいう今さっき言われていましたけど、ウェルカムとかいうところで、移住の方とか言われて、ぽんとこれを貼り付けとけば、全部これでいけるんじゃないの。いけないのこれじゃ。

○企画政策室長

私が今想定しておりますのは、このページの中でも移住支援金を確認しに行くと、そのページに「住む」というところの補助金と一緒にリンクされている、リンクが貼られているとか、そういうふうに1つのページで見られるようにというような意味合いで考えております。

今、質問委員がおっしゃるとおり、移住支援金のページもございます。住むのほうの住宅補助の補助金のページもございますが、これが別々のところにあるので分かりにくいということで、ご質問いただいているものと思いましたので、これをリンクできるようにしたいということで答弁させていただきました。

○瀬戸委員

1ページで見て分かるようにするということですね。ぜひ頑張ってください。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○藤堂委員

私は佐賀県から帰ってきた身として、先輩方の言っていることは分かるんですけど、特に困らずに支援金等々にたどり着けたっていう、ちょっとそこだけ事実として——、「飯塚移住計画」を見ていたんですが、非常に見やすかったなというふうには思います。なので、一、二か月でされるってさっきご答弁あったんですけど、いろいろ議論されたほうがいいのかと、するしないも含めてですね。今、この場で決めるというよりは、私個人としては、帰って来た身として、全然見られたなという感じだったので、すみません、そこだけちょっとお伝えしようと思いました。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないようですから、「第1款 議会費」及び「第2款 総務費」について、総括質疑として保留した分を除き、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 14:00

再 開 14:09

委員会を再開いたします。

次に、「第3款 民生費」の質疑を許します。

初めに、質疑通告されております、108ページ、社会福祉総務費、重層的支援体制整備事業費について、石川委員の質疑を許します。

○石川委員

108ページ、重層的支援体制整備事業費について、予算資料16ページについてお尋ねします。事業内容、歳出予算の内訳について、お尋ねします。

○社会・障がい者福祉課長

歳出予算につきましては当事業が相談支援、地域づくりに関し、各課にまたがっておりますので、当課の事業についてご説明いたします。

当事業は単独の支援機関では対応が困難な複雑化複合化した地域生活課題を市関係者、各支援機関が一堂に会し情報共有の上、支援プランを審査し、役割分担の上、実施していくものでございます。そのため、当該事業を飯塚市重層的支援体制整備事業、業務委託として、社会福祉法人飯塚市社会福祉協議会へ委託していることから、令和8年度当初予算として2900万4千円を計上しているものでございます。

○石川委員

委託の内訳について、事業内容をお尋ねします。

○社会・障がい者福祉課長

この内訳ですけれども、多機関協働事業と、それからアウトリーチ等を通じた継続的支援事業、それから参加支援事業、それから生活困窮者支援のための地域づくり事業で合わせて、2900万4千円ということになっております。

○石川委員

令和7年度当初予算と令和8年度当初予算と比較して、多機関協働事業が減額となっているということですが、その理由をお尋ねします。

○社会・障がい者福祉課長

当事業の業務委託料は委託先であります社会福祉協議会の事務費等もございますが、主に、当事業に従事する社協職員の人件費が多く占めております。令和8年度では当事業2年目となり、当課及び社協において今年度の取組状況などを見直し精査した結果、業務委託料が減額となったものでございます。

○石川委員

次に、アウトリーチ事業の概要と実績をお尋ねします。

○社会・障がい者福祉課長

アウトリーチ事業の概要につきましては主にひきこもり対策として、要支援者の自宅を訪問し、関係性の構築、生活状況の聴取、支援機関の紹介、「居場所きまま」をはじめ、本市における地域社会資源の案内などを行っております。

実績につきましては同一人物に対して複数回自宅訪問しているケースもございますので重複もございますが、令和7年度のアウトリーチの実績は令和8年2月末現在では延べ242回実施しております。

○石川委員

生活困窮者等地域づくり事業の連携方法をお尋ねします。

○社会・障がい者福祉課長

当事業における生活困窮者等地域づくり事業の取組としましては、「居場所きまま」の運営、ひきこもりセミナー、ふくしまるごと相談会、ゲームを通じた交流会などを実施し、社協、多機関協働事業者や各支援機関の連携を取りながら、要支援者、対象者に対して案内を行っております。

○石川委員

本事業の担当課である社会・障がい者福祉課と社協はどのような連携体制で実施されているのか、お尋ねします。

○社会・障がい者福祉課長

社協との連携になりますが、飯塚市重層的支援体制整備事業事務所として、本庁2階、面接室2-3に当事業に従事する社協職員3名を配置し、当事業が円滑に実施できるよう、月1回の定例会議のほか適宜打合せを行い、各種相談や申請等に対応し常時連携を行っております。

今後につきましても、引き続き連携を図りながら実施してまいりたいと考えております。

○石川委員

本事業における令和7年度の実績について、お尋ねします。

○社会・障がい者福祉課長

本事業は令和7年度から本格実施しており、既存事業を活用しながら各種相談に対応しております。本年度はまだ途中であります。2月末時点では相談に対応する検討会議について、重層的支援会議を13回、支援会議を6回実施しております。

また、市民に対しましても周知広報を図る必要があることから、事業概要のチラシを全戸配付、これは市報6月号へ掲載しております。

そのほか、市ホームページをはじめとする市公式SNSで発信し、各支援機関に対しましても、適宜説明会を実施しております。そのほか、市民からの相談等の対応についても、令和7年11月1日に何でも相談会、令和8年2月28日に講師を招いてひきこもりセミナーを開催し、今月も3月7日にふくしまるごと相談会を実施しております。また、今月20日にはeスポーツで交流会を予定しており、今後も積極的に事業を展開してまいりたいと考えております。

○石川委員

相談会の実績をお尋ねします。

○社会・障がい者福祉課長

3月7日に行われました相談会ですけども、相談の受付件数は17件でございます。内訳としましてはコロナ特例貸付が5件、それから、今後の生活については8件、それから、就職について2件、不登校について1件ございました。

○石川委員

本事業における課題について、お尋ねします。

○社会・障がい者福祉課長

当事業に寄せられる相談案件はひきこもり対策の必要な案件が多いことから、課題として要支援者対象者との信頼関係、関係性を構築すること、自宅から一歩外へ出るきっかけをつくることと考えております。そのため、社協職員によるアウトリーチ事業を実施したり、ゲームを通じて交流会への参加を促すような取組を行っております。

そのほか、主にひきこもりの方に利用していただく居場所づくりの課題がありましたが、社会福祉協議会が穂波支所内に「居場所きまま」を1か所設置し、令和7年6月から月2回程度、13時から16時まで運営し、プルタブボランティア、カードゲーム、調理など、利用者が好

きなことをして過ごしてもらうことで、社会活動への参加のきっかけづくりとして今後も積極的に推進してまいります。

○石川委員

誰一人取り残さない地域共生社会の実現に向けて、行政と社協、そして地域が協働しながら、よりよい支援体制を育てていくことを期待し、要望いたします。

○委員長

次に、109ページ、110ページ、社会福祉総務費、その他の社会福祉総務費について、石川委員の質疑を許します。

○石川委員

民生委員・児童委員事業費について、予算資料16ページなのですが、これの活動に要する経費について、増額の理由をご説明いただけますか。

○社会・障がい者福祉課長

民生委員・児童委員の活動費については合併以降一度も見直しをしておらず、今般物価高の影響もあることから、民生委員・児童委員からも増額の要望を受けておりました。改めて現状を確認すべく、県内での支出状況も確認したところ、県内全体で平均にも届いていなかったことから、民生委員・児童委員の今後の活動の継続、成り手の確保等を考慮し、増額を行っております。

具体的には、1人当たり月千円を増額することで、活動費は月3千円から4千円となります。年間では1人当たり1万2千円、市全体で300人の人数に対し、約360万円の増額となっております。

○石川委員

民生委員・児童委員は地域住民の身近な相談相手であり、専門機関へのつなぎ役を担っていただいております。地域福祉を支える基盤として、民生委員・児童委員の活動環境整備は欠かせません。民生委員・児童委員の皆さんの負担が増す中、活動費の増額は重要な支えとなります。引き続き処遇改善を推進していただくよう求めます。地域福祉を守るためにも負担が軽減できるよう、今後も継続的な改善を進めていただきたいと考えます。要望して質問を終わります。

○委員長

次に、109ページ、社会福祉総務費、その他の社会福祉総務費について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

109ページの避難行動要支援者等対策事業費、予算資料では17ページ、同じく避難行動要支援者等対策事業費200万3千円についてお尋ねいたします。

予算資料では、高齢者や障害者などの要配慮者の災害時に備えた避難支援体制の確立をするためとあり、避難行動要支援者名簿の作成と併せて個別避難計画の作成も実施されているかと思いますが、その進捗状況はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○高齢者支援課長

令和3年5月の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者名簿の作成に加え、名簿登載者ごとに個別避難計画を作成することが努力義務化されております。また、避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針において、ハザードマップ上危険な場所に居住する者については特に優先的に作成すべきであるとされ、改正法施行後からおおむね5年程度で個別避難計画の作成に取り組むよう示されております。

本市における個別避難計画作成の進捗状況につきましては、令和7年11月1日時点において避難行動要支援者名簿掲載者が3732人であるのに対し、個別作成者数は1399人、約37.5%となっております。また、身体要件かつ浸水想定区域や土砂災害特別警戒区域に居

住する方を優先的に作成しており、浸水想定区域や土砂災害特別警戒区域に居住する方の作成率は前年同月と比較して8.3ポイント増加して、90.4%となっております。

○金子委員

これは令和3年の災害対策基本法の改正で、5年程度で個別避難計画の作成に取り組むということで、現在は37.5%、特に、浸水想定区域や土砂災害警戒区域に居住する方を優先的に策定されており、現在は90.4%まで伸びているということだと思いますが、今後の見通しについてどのように考えているのか、お尋ねいたします。

○高齢者支援課長

先ほど答弁いたしました身体的要件かつ浸水想定区域や土砂災害警戒区域に居住する方の作成率は、90.4%ですが、避難行動要支援者名簿掲載者全体では約37.5%となっておりますので、全体の作成率アップに取り組んでまいりたいと考えております。

○金子委員

すいません、もう一度お願いいたします。

○高齢者支援課長

先ほどの答弁の中でお伝えしましたように、身体的要件かつ浸水想定区域や土砂災害警戒区域に居住する方の作成率は令和7年11月1日現在で90.4%であります。避難行動要支援者名簿掲載者全体では約37.5%となっておりますので、全体の作成率アップに今後また深く取り組んでいきたいと考えております。

○金子委員

全体の作成率を上げるということですね。分かりました。では、この浸水想定区域や土砂災害警戒区域に居住する方で、避難訓練を実施されたことはあるのでしょうか。

○高齢者支援課長

現在、避難訓練等を実施したことはございません。

○金子委員

個別避難計画は作成するのが本当になかなか困難な状況であるなと思います。なかなか作れないのも分かりますけども、この個別避難計画作成は行政に任せるものだけでなく、住民同士のつながりが大変重要になっていくものだというふうに考えます。

実は私は先月2月の12日に、飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワークこども部会、医療的ケア児班が共催した筑豊地域小児在宅医療定例会研修会というものに参加しました。その中で、災害時における避難訓練の実際と医療的ケア児等コーディネーターの役割という話をお聞きしました。その中で、医療的ケア児を含め、障がいのある人が日頃から地域の中で接点がないまま生活をしており、そのことで、災害時という非常事態にはとても対応できないということがよく分かりました。障がいがある人が住んでいることさえ地域の人知らないという現実が分かりました。

個別避難計画の作成を進めると同時に、実践的な避難訓練を行うことで課題が明らかになるのではないのでしょうか。ぜひ防災安全課、社会・障がい者福祉課、まちづくり推進課等関係各課や市民の方と連携を取りながら、高齢の方、障がいの方など避難が難しい方の避難訓練を今後の計画の中に入れていただくよう要望して、この質問を終わります。

○委員長

次に、110ページ、社会福祉総務費、その他の社会福祉総務費について、道祖委員の質疑を許します。

○道祖委員

110ページ、社会福祉総務費の社会福祉協議会支援事業費について、資料では17ページになっておりますけれど、まず、社会福祉協議会補助金5500万円について、この補助金の目的と内容について、説明をお願いします。

○社会・障がい者福祉課長

当該補助金は社会福祉法人飯塚市社会福祉協議会の運営経費等に対する補助金となります。合併前の旧1市4町の時代から各市町の社協に交付されておりまして、合併後は平成23年度以降、現在の金額であります5500万円を補助しております。

○道祖委員

合併して20年になるわけですが、平成23年という、18年に合併ですから5年後ですか。ということは、15年間この補助金が変わらずに出されているわけですが、これは何か協定か何かあったんですか。事務事業がちょっと古いことなんで、私も詳しく理解していないんですが、何か協定があったんですかね。5500万を15年間払っているということの協定は何かあるんですか。

○社会・障がい者福祉課長

これは補助金ですので、向こうが要求してくる額をそのまま満額を認めているわけじゃございませんけども、その中で審査を行った上で、5500万円という額はずっと社協との間で協議の上でずっと決まってきたものと解釈しております。

○道祖委員

ちょっと分かんないけど、そういう協定とかそういうことはない。ただ、市と社協と協議して、毎年5500万円に落ち着くということのようなんですけど、私は社協を否定するものじゃないんですよ。今回もあなた方が今説明していただいたように、重層的支援体制の整備事業に協力してもらっていると。しかも、それにはちゃんと予算を組んでお願いしているということなんですけど、5500万円は絶対必要だと言われているということですか。

例えば、協議をしたということは15年間のうちに、例えば、いっぱいやるけれど5500万円でもいいよって言ったのか。少なく言ったら5500万円は必要なんだと言ったのか。その辺が見えないんですけど、どういう協議になっているんですか。

○社会・障がい者福祉課長

実際には、社協の運営については理事会とか評議会とかで決まっております、その中でうちのほうはかかる経費は5500万円以上は実際にかかっているというふうに見ておりますので、5500万円以上の要求自体は社協のほうは、これまで具体的にはされてこなかったということとなっております。

○道祖委員

社協には飯塚市の福祉の関係でいろいろお願いしていて、市がやるべき仕事をお任せしているから、これ以上の経費がかかる、そこを曲げて5500万円をお願いしているということですね、あなたの答弁では。これを掘り下げて言うのはまた機会を設けて、資料等を寄せてからやりたいとは思いますが、ここの場所、JR新飯塚駅東側にある場所の建物、敷地は飯塚市の所有であるというふうに理解しておりますけれど、間違っておりますか。

なおかつ、これは旧飯塚のときからここを利用していると思いますけれど、もうここを使って何年になりますかね。

○社会・障がい者福祉課長

土地は飯塚市柏の森956番地4ですね。この土地については本市のものでございます。ここに社協の建物が建っているのは昭和61年3月からでございます。建物は社会福祉協議会の持ち物になっておりまして、昭和61年3月に建ちまして39年を経過しております。

○道祖委員

そうですか、建物は社協のものであって、39年たっているということですね。

それで、いろいろお仕事をお願いしておりますけれど、私は以前から言っておるんですけど、ここは市の一等地になっているんですね。もう建物が40年近くなっているということなんですけれど、ここに必ずしもこの施設、この場所じゃないと社会福祉協議会の活動はできないの

かどうか、どういうふうに考えられているのか、お尋ねします。

○社会・障がい者福祉課長

必要な条件が整っておれば、現在の場所でなくても運営は可能とは考えております。

○道祖委員

飯塚市は合併して、総合計画をつくって、今日取り組んでおるんですけれど、また今年から第3次総合計画もつくっていくわけなんですけれど、ここに第3次飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略というのがありますけれど、こういうものをつくるのはどういう意味合いでつくっているんですかね。答えられる方、ちょっと答えていただいて。まずそれが1つとですね、例えば、もう40年もたつ建物が一等地で、あそこに必ずしもあることが総合戦略から見たらどういうふうに見えるのか、お尋ねしたいんですけれど。

○行政経営部長

まち・ひと・しごと、この計画については、趣旨、これの本来の目的でございしますが、本市のまちづくり全般に関する最上位計画である第2次飯塚市総合計画、あと各種個別計画との整合性を図りつつ、少子高齢化、人口減少への対応及び地方創生に関する施策について定めるとしております。

○道祖委員

それは承知しているんですけれど。だから、そういう視点から立ったときに、あそこにもう40年近くなるものがあるって、その機能があそこにある。それはあって、そのままだ機能は機能として充実していくかも分かりませんが、必ずしも——、私が言いたいのはまち・ひと・しごと創生総合戦略に書かれている目的とか、まちづくりの方針とかから考えていったときに、あそこに39年たつ老朽化した建物が建って、そのまままちづくりに寄与するのかどうかということ。今後、合併してもう20年たっておるわけですから、今後のまちづくりを考えていったときに、そういう視点で見たときに、今後の取組はどういうふうにあるべきなのかなと思って、お考えをお聞きしているんですけれど。

○久世副市長

社協の土地ですね、あその土地が飯塚市の土地で、その上物として社協の建物が建っております。先ほど担当課長がご答弁しましたように、39年経過しておるんですが、ちょうど30年を経過したぐらいのとき、当時、私は財産活用課長だったんですけども、非常に建物の老朽化も著しいので、私どもとしては他の公共施設等も利活用していただいて、担当課長も答弁しましたが、社協さんがあそこではないと駄目だってことは決してないと思って、私のほうでいろいろ交渉はしたんですけども、結果的に当時交渉はちょっと決裂いたしました。

ただ、それからまた9年たって、さらに建物の老朽化も非常に著しくございますので、移転等も含めて、今後はまた社協と協議をしながら、今、質問委員が言われるように土地の有効利活用等についても検討してまいりたいと考えております。

○道祖委員

今後の在り方については、今、副市長から答弁いただきましたけど、毎年毎年、補助金を出しているんですから、どうあるべきか、まちづくりについて社協に対してもご相談して、ご協力いただくようにしていただきたいと思います。

○委員長

次に、110ページ、111ページ、高齢者福祉費、介護保険事業費について、赤尾委員の質疑を許します。

○赤尾委員

予算書の111ページ、予算資料の17ページをお願いします。この予算資料の17ページの部分の高齢者福祉費、介護保険事業費についてなんですが、予算資料を見ますと、事業費の総額は、令和7年度が24億2700万、令和8年度が25億800万、差引きで8110万

円になっています。その財源の内訳が右側に載っていると思うんですけど、国庫支出金と県支出金は下がっています。一方で、その他一般財源が増えていると。この状況について理由をご説明ください。

○介護保険課長

繰出金の一般財源が増えた理由につきましては、主に介護給付費分、事務費等分の増加によるものでございます。介護給付費分につきましては特別会計の保険給付費が令和7年度当初予算と令和8年度当初予算を比較しまして、3億8608万8千円の増で、市の負担分としての12.5%の4826万1千円が一般会計からの繰出増となっております。

また、事務費等分につきましては特別会計で計上している介護保険認定審査支援システム更新委託料及びシステム更新に係る器具費等により、おおむね3800万円増加しており、その金額も合わせ繰り出しを行っております。

これらの理由により一般財源が増加しているものでございます。

○赤尾委員

事務がちょっと複雑で、また専門性も高いことから、100%理解はなかなか難しいんですが、大筋は分かりました。

では、このその他の予算、これはどういったもので構成されているのか、ご説明できましたらお願いします。

○介護保険課長

その他の部分につきましては、職員及び会計年度任用職員の人件費となっております。

○委員長

次に、113ページ、高齢者福祉費、その他の高齢者福祉費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

提出資料47ページの説明をお願いします。

○高齢者支援課長

追加資料、敬老祝金支給事業について、事業の変更内容と検討経過が分かるものについてご説明いたします。

まず、上段は令和7年度から令和8年度にかけての事業の変更内容を記載しております。令和7年度につきましては敬老祝品としてカタログギフトを送付し、希望の品を選択していただき、対象者77歳には6千円相当、88歳には1万円相当、99歳には1万5千円相当、100歳以上には2万円相当の祝品を贈呈しております。

次に、表2のほうにつきましては、令和8年度につきましては敬老祝品を敬老祝金として、現金を本人の口座へ振り込む方法へと変更。対象者と金額につきましては88歳が1万円、100歳以上が2万円とし、対象を縮小しております。

次に、下段の敬老祝金支給事業の合併後の経過について説明いたします。合併1年目の平成18年度は合併協定項目にもあり、満70歳以上の方に一律5千円を長寿祝金として支給いたしました。その後、平成19年度から令和4年度までは途中、対象基準の変更はあったものの、満77歳8千円、88歳1万5千円、99歳2万円、100歳以上の方3万円を祝金として支給いたしました。令和5年度から令和7年度までは敬老祝品としてカタログより希望の品を選択していただく方法に変更し、金額につきましては77歳が6千円相当、88歳が1万円相当、99歳が1万5千円相当、100歳以上が2万円相当の祝品を贈呈いたしました。令和8年度からは祝品から祝金へ変更し、対象者を88歳、100歳以上としております。以上で資料の説明を終わります。

○川上委員

この敬老祝金、あるいは祝品の考え方をお尋ねします。

○高齢者支援課長

本事業につきましては老人福祉法第2条の基本的理念、「老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする。」に基づき、永年の功績に感謝し長寿を祝福することを目的として、節目の年に敬老祝品を贈呈しておりました。

○川上委員

令和7年度までの支給対象者それぞれの人数とそれを合わせた人数と、それから、令和8年度予算のそれぞれの対象の人数及びそれを合わせた対象人数を示してもらえますか。

○高齢者支援課長

7年度のときの見込みでありますけど、対象者77歳が2204人、88歳が7785人、99歳が99人、100歳が68人、101歳以上が123人の計3279人となっております。今回、8年度の見込みにつきましては、88歳が772人、100歳が98人、101歳以上が185人となっております。

○川上委員

変更点の第1は何ですか。

○高齢者支援課長

大きなところにつきましては、変更としては祝品、もともと品物を贈呈した分から、祝金、現金の振り込みに変えております。

○川上委員

それはどういう理由ですか。

○高齢者支援課長

令和5年度から祝品の支給を維持していきましてところ、市内事業者への生産品を敬老祝品として高齢者に送ることで、地域経済を活性化するという当初の目的についてはある程度の成果を得ることができたかと思っております。対象者の中からも感謝の言葉を多く頂きました。一方では、「品数が少ない」、「以前のように祝金のほうがよかった」、また、3年間実施してきた中で、カタログの構成や委託事業者との調整に時間を要すること、品物の配送時に対象者が長期不在の場合に調整が必要になること、期限までに申込みがない場合には市からの選定品を送ることなど、様々な課題も見えてきたところから、この検討の結果今回は祝金に変えることに決定いたしました。

○川上委員

私も現金のほうが良いという声を多数聞きました。その旨は伝えました、議会で。

それで今回、令和7年が3239人と言われましたか、対象。

○高齢者支援課長

令和7年見込みが3279人でお答えしております。

○川上委員

令和8年度当初予算では何人ですかね。

○高齢者支援課長

1055人となります。

○川上委員

この対象の縮小については先ほどの資料説明からいえば、今後、高齢者が増えるのでお金が余計かかっていくでしょうということだったんですかね。

○高齢者支援課長

対象者を変更した理由といたしましては、近年の少子高齢化による高齢化率の上昇と平均寿命の延伸に伴い、今後、高齢者人口が相対的に増加することが想定されることから、対象年齢を88歳と100歳以上といたしました。

○川上委員

これはお金のことを言っているんでしょう。高齢者が増えますよ。対象者が増えるから予算が余計かかるので、ということ言われたんでしょう。

○高齢者支援課長

財政的な面もあるかもしれませんが、大きいもう一つが、平均寿命が延伸していくということで、実際、男性でも81歳、女性でも89歳となっておりますので、その部分で、昔と違って長寿の在り方のところもちょっと変わってきているのかなという部分を含めまして、今回変更に至っております。

○川上委員

ちょっと意味が分かりにくいですね。要するに、そういう状況の中で財源がたくさん要るようになってきますから、ということ言われているんでしょう。

○高齢者支援課長

高齢者が増えることによって、当然財源も今までとおり対処していけば増えてくることは見込まれるかと思います。

○川上委員

それで、今後の例えば5年間の予算、財源がこれだけ膨れていきますよという見通しがあるでしょう。ちょっと示してください。

○高齢者支援課長

見通しは持っておりません。

○川上委員

さっきの説明と筋が通らないと思うけど。

○高齢者支援課長

あくまでも今後の高齢化率の上昇と高齢者人口の相対的な増加の部分でお答えしております。

○川上委員

そんな制度の変更、それから予算の立て方はないでしょう。高齢者が増えていきます。対象者が増えていきます。それによって予算がこのように増えていくでしょうと。ということで制度をどう考えるということをしたはずです。その見通し、対象者の動向、増大及び予算の増嵩のところ、どう見たのか説明してください。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:54

再 開 15:07

委員会を再開いたします。

○高齢者支援課長

今回の対象者の縮小につきましては、繰り返しの答弁となりますが、現在の平均寿命の延伸の部分、それと、今後、当然高齢者人口も減る中で、全体的な市の人口も減ってまいります。ただし高齢化率は上昇していきますので、その辺を鑑みまして今回の変更等に至っております。

○川上委員

そういう答弁は納得できない。そんなことでこんな制度変更し、予算を計上するはずがないんですよ。それで、今回の制度変更によって令和8年度については2923万4千円の減額となっているんだけど、現状維持というふうに考えただけでも3千万円のマイナスなんだけど、このマイナスは、例えば、武井市長と部落解放同盟の委員長山根さんが12億円の新人権啓発センターをつくるということで覚書結んどるでしょう。その額との関係で言えば、40年分なんですよ。何にも基づかないでそういう密約じゃないけど、約束している。その一方で、今のような予算の計上の仕方とかあるかと思うわけです。

そこで、この制度の変更前と変更後について、対象者及び予算額の推移の見通しの資料を提出していただきたいと思います。委員長において取り計らいをお願いします。

○委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま川上委員から要求があつております資料は提出できますか。

○高齢者支援課長

申し訳ありません、お時間を頂ければと思います。

○委員長

お諮りいたします。ただいま川上員から要求がありました資料については要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

時間がかかるということでございますので、この質疑は後に回したいと思いますがよろしいですか。

それでは次に移ります。続きまして、115ページ、障がい者福祉費、障がい者福祉事業費について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

予算書の115ページ。障がい者当事者団体等活動補助金227万8千円について、お尋ねいたします。この補助金については資料を用意していただいております。また、今年度要綱が改正されたと伺っております。今年度交付された団体、交付された額について、お尋ねいたします。

○社会・障がい者福祉課長

まず初めに、当該補助金は本年度より要綱を改正しておりまして、指定された3団体に対する定額補助から、当事者団体からの申請方式による事業費補助に変更しております。

資料要求により資料を提出しておりますので、これに基づいて説明いたしますと、資料の金額と件数につきましては、2月16日の時点で交付済みのものとなっております。処理中の補助金もございまして、ご了承いただきたいと思います。この時点で6団体から申請があつておりまして、計21事業について140万円の補助金を交付しております。

○金子委員

本年度から要綱改正されているということですのでけれども、どのように改正されたのか、概要を教えてください。

○社会・障がい者福祉課長

飯塚市障がい当事者団体等補助金交付要綱が先ほど述べましたように、3団体に対する定額補助をしておりましたが、時代の変化とともに当事者団体の構成や活動内容が多様化しておりまして、この3団体以外にも同様の活動を行っている団体があり現状と合わなくなったことにより、当事者及びその家族等であつて、市内で同様の活動をしている団体へも団体からの申請により事業内容等を審査して補助金を交付できるように、同要綱を全部改正したものでございます。

また、これに伴いまして、飯塚市障がい者バス借上助成要綱による補助を廃止してこの事業に一本化し、これの経費が必要な申請内容であれば、交付の対象とするようにしております。

○金子委員

では、今後のこの事業についての展望について、お尋ねいたします。

○社会・障がい者福祉課長

約1年間運用を行ってきたところでございますけれども、事前に当事者団体に対して説明会、意見交換、ヒアリングを行ってきたこともあり、運用中に特に大きなトラブルもなく、補助金

の交付を行われております。

ただし、昨年度までと補助金の申請方法や補助内容が変更となっておりますので、当事者団体の皆様への丁寧な説明と支援を行う必要があると考えております。引き続き、当事者団体の皆様の意見を聞きながら、補助制度の醸成を図っていきたいと考えております。

要綱による該当事業は従来の当事者や家族の支援だけでなく、当事者等の社会復帰や社会参加に対する事業も含んでおりまして、障がいのある人もない人も、共に地域で生活しやすい社会を目指せるように、今後も当事者団体の皆様による障がい者福祉行政を補完する事業が多く申請されるように、制度の周知につきましても様々な場面で行っていこうと考えております。

○金子委員

事前に当事者団体に対して説明や意見交換、ヒアリングを十分に行った結果、様々な団体が申請していただいているのではないかなというふうに思います。この事業は今まで補助金を交付できていた団体はもちろんのこと、できていなかった団体に交付でき、様々な障がいのある人やその家族、支援者に活用し、できていることは大変効果があったと考えます。

補助金の内容を成果物としてまとめたり、報告会などを行い、団体同士がほかの団体の活動を知り、交流できるとさらに活動が活発になるのではないかなというふうに思います。これは要望です。ぜひ進めていただきますようよろしくお願いいたします。

○委員長

次に118ページ、障がい者福祉費、障がい者自立支援事業費について、赤尾委員の質疑を許します。

○赤尾委員

予算書の118ページ、予算資料の19ページをお願いします。障がい者福祉費、障がい者自立支援事業費についてお尋ねします。

重度訪問介護利用者の大学修学支援事業の概要及び予算の積算財源について、お尋ねします。

○社会・障がい者福祉課長

重度訪問介護利用者の大学修学支援事業は、重度訪問介護利用者を対象に、大学等において修学するに当たり、大学等への通学及び大学等の敷地内における身体介護等を提供する事業で、障がい者の社会参加の促進を目的としております。具体的には、利用者にヘルパーが同行し、利用中の介護や事業の履修に係る支援を行うもので、令和8年度当初予算は2人の利用を見込み、必要額を積算しております。なお、本事業は地域生活支援事業等補助金を活用して実施しております。財源の内訳は国庫補助金が2分の1、県補助金が4分の1、一般財源が4分の1となっております。

○赤尾委員

この事業の対象者をお示してください。

○社会・障がい者福祉課長

本事業の対象者は飯塚市内に居住し、重度訪問介護利用者もしくはそれに準ずる者で、入学後に停学その他の処分を受けておらず、学習の意欲があり、適切に単位を修得するものとなっております。

○赤尾委員

今答弁された条件というのは市が定めた条件になるのでしょうか。それとも国・県の補助要件となるのでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

国・県の補助金に基づきまして、飯塚市重度訪問介護利用者の大学修学支援事業実施要綱を作成し、実施しております。

○赤尾委員

それでは利用実績について、できましたら過去5年程度の推移でお示してください。

○社会・障がい者福祉課長

利用実績としましては令和3年度から令和5年度までが1人になっております。それから令和6年度から以降は2人というふうに見込んでおります。

○赤尾委員

この利用実績について、市のお考えをお尋ねします。

○社会・障がい者福祉課長

利用実績についてですが、事業の利用に当たっては年度当初に学生の履修状況に基づいた計画書を提出していただき、利用時間等の決定を行います。ただ、当該事業は利用者の体調等により利用時間の変動があり、その影響も大きいため、令和7年度は計画に沿った利用ができたものと考えております。今後も引き続き利用者の要望に沿った支援を行ってまいります。

○赤尾委員

今後も続けられるということで、この事業の今後の課題について教えてください。

○社会・障がい者福祉課長

本事業は重度障がい者が修学するために必要な支援体制を大学等が構築できるまでの間において、重度障がい者に対して支援を行うものであることから、大学等において学ぶ学生が過ごしやすい環境で学生生活を送れるような環境整備や障がいのある学生の支援についての理解、啓発が重要であると考えております。

本市と大学等が連携し、情報の共有を行い、障がいのある学生に対する合理的配慮を提供するために、支援体制の構築に引き続き取り組んでまいります。

○赤尾委員

大学の理解とか協力が必要だと思うんですけど、大学における支援体制について、お尋ねします。環境整備などの取組はどの程度進んでいるのか、教えてください。

○社会・障がい者福祉課長

障がいのある学生の支援の推進で、本市の利用者が通学する大学等に、大学生活における課題や現状の情報提供を行うことで課題の共有を実施しております。

具体的には、授業で情報支援の観点からノートテイカー、これは本人に代わり、講義の状況等を記録・伝達し、利用者をサポートし行う学生支援でございます。これが配置されておまして、利用者が授業の中で自身の障がいについて話す機会を設けたり、利用者自身も理解啓発活動に参加し、自己権利擁護の向上に努めております。

また、環境整備においては、学生の受講の場所として、車椅子やストレッチャーを利用できるスペースの確保や体幹の長時間の保持が難しい学生のために、リクライニングベッドの設置が配慮されております。

加えて、災害時の避難器具について理解を高めることを目的に大学職員の研修参加なども実施しており、今後も利用者が大学生活を安心して過ごせるよう、大学等と課題を共有し利用者を支援してまいります。

○委員長

次に、川上委員より通告がっております、119ページ、集会所費、集会所等整備事業費につきましては総括質疑として行ってまいります。

次に、120ページ、121ページ、児童福祉総務費、保育士確保対策事業費について、土居委員の質疑を許します。

○土居委員

それでは、修学資金貸付事業費についてですが、保育士修学資金貸付金は市内の私立保育所等で常勤保育士として業務に従事しようとする者に対し、修学を援助するための資金を貸し付けることにより市内の私立保育所等の常勤保育士を確保し、もって未利用児童の解消に寄与することを目的とするものですが、令和7年度の貸付金の実績について、お尋ねします。

○保育課長

保育士修学資金貸付金につきましては、令和7年度当初は貸付けを継続される方5名、新規の申込みを4名と見込み、年額上限額の60万円を乗じて貸付け額を540万円と見込んでおりましたが、実績は貸付けを継続した方が5名、新規の申込みが2名、入学2年目以降に修学資金の申込みをされる方がほとんどいないため、貸付け額は420万円と見込んでおります。

○土居委員

令和7年度の貸付金の実績は当初見込んでいた人数よりも減っているとのことでした。

では、令和8年度の貸付金の予算額は令和7年度と比較して減額となっている理由について、お尋ねします。

○保育課長

保育士修学資金貸付金の減額の理由でございますが、令和7年度当初は9人分で540万円を計上しておりましたが、新規申込み者の見込みを4名としていたところ、2名しかおられなかったことから、令和8年度当初は継続2名、新規3名分で300万円を計上し、その差の4人分240万円が減額となっております。

○土居委員

保育士修学資金貸付金を申し込む方が減っていく傾向にあると思われますが、保育士修学資金貸付金の今後の見通しや方向性について、お尋ねします。

○保育課長

質問委員がおっしゃるとおり、修学資金の申請者数は減少傾向でございます。これは保育士を目指す学生数自体が減少していることや入学時には保育士を目指し進学したものの、在学中に別の業種へ志望変更する方もおり、そのときに貸付金の返済が負担となるため、制度利用をちゅうちょしているような傾向もあるようでございます。

今後は、保育士修学資金貸付金のほか、保育士生活資金貸付金及び保育士就職緊急支援金を含めた保育士確保対策事業そのものの見直しや新たな支援策を検討するため、先進事例などの調査研究を行ってまいりたいと考えております。

○土居委員

保育士を取り巻く職場環境は一般の総合職や内勤の事務職と違い、土日の行事や催事もあり、若い人にとっては敬遠される職種になりつつあるかと思われますが、こどもの成長を間近で感じられたり、保護者からの信頼を得られるなど、やりがいもたくさんあると思いますので、経済的支援を充実されるとともに、仕事そのものの価値や社会貢献についてもアピールしていただき、問題解決に努めていただきますようお願いして、質問を終わります。

○委員長

次に、同じく120ページ、121ページ、児童福祉総務費、保育士確保対策事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

資料の説明についてなんですけれども、51ページの分について修正が出されていますので、修正分について説明をお願いします。

○保育課長

まず初めに提出をいたしておりました資料の51ページの、「保育に従事する職員の配置に係る資料」につきまして、数字等の修正がございました。本日修正したものの資料を別に提出をさせていただきます。まずもって大変失礼いたしました。

それでは資料の説明をさせていただきます。まずこの資料、「保育に従事する職員の配置に係る資料」でございますが、令和8年1月1日における市内の認可保育所及び認定こども園、合計36施設の保育部における児童の定員及び入所人員、それに対する保育士の最低配置基準及び実際の保育士等の配置人数をまとめたものでございます。

入所定員以上の受入れを行っている施設は36施設中17施設あり、保育士の配置において保育士の最低基準を下回っている施設はございません。

修正を行ったところでございますが、この資料の上から公立保育施設、菰田保育所から5行目の颯田こども園のこの5行目までの部分で、上段の1番右端の保育補助者の横の加配等、表示しております数字が誤った数字となっております。この項目は、まず保育士過不足を修正いたしまして、配置等と表記を修正してございます。それから、人数につきましては、それぞれ過不足は菰田保育所が加配等で表示しているところが18名、それから、記載のとおり穂波東保育所12名と、筑穂保育所11名、庄内こども園10名、颯田こども園8名、ということで修正しております。

○川上委員

分かりました。乳幼児の受入れを適切に進めるために確保すべき保育士の人数はどのくらいか、そういう数字の把握がありますか。

○保育課長

まず保育士の配置基準でございますが、年齢に応じて保育士の人数、配置基準が決まっております。0歳が園児3人に対して1人、1歳児・2歳児6人に対して保育士1人、それから3歳児が15名に対して保育士1人、4歳児・5歳児が25人に対して保育士1人の配置に基づいて、この資料で定員に対する保育士数、人数はその基準を満たしてございます。

○川上委員

それと、乳幼児、0歳児で定数内なんだけれども、保育士が足りないために入れないというような施設はないということでしょうか。

○保育課長

乳幼児、特に0歳児の入所に関してでございますが、保育士不足のために入所ができないというような施設はございません。

○川上委員

分かりました。この保育士確保対策事業全体についての事業評価、どういうふうに判断されているか、お尋ねします。

○保育課長

保育士確保対策の評価でございますが、本市の修学資金等貸付事業の実施、それから保育体制強化、それから保育士補助者雇用事業等の実施によりまして、一定の保育士が確保できております。成果も出ているかと思いますが、保育士の確保につきましては厳しい状況が続いておりますので、今後とも事業をしっかりと継続していきたいと思っております。

○委員長

次に、121ページ、児童福祉総務費、保育士確保対策事業費について、赤尾委員の質疑を許します。

○赤尾委員

予算書の121ページ、予算資料の21ページをお願いします。まず、この保育補助者雇用強化事業費補助事業費の財源の内訳について、説明をお願いします。

○保育課長

保育補助者雇用強化事業費補助事業費の財源でございますが、私立保育所16園、それから私立認定こども園15園、計31園のうち、事業を実施する保育所6園、認定こども園8園、計14園に対する補助額は3808万2千円となりまして、この事業費に対する財源の内訳は国が補助率4分の3で2856万1千円、県が補助率8分の1で476万円、市が476万1千円となっております。

○赤尾委員

当初予算ベースですけど、前年度比で1100万円ぐらい減額になっているわけでしょう。

この減額理由について、説明をお願いします。

○保育課長

減額の理由でございますが、事業実施予定施設が令和7年度の17園に対しまして令和8年度は14園となったことと、補助基準額に変更があったことによるものでございます。

○赤尾委員

事業実施予定施設が17園から14園に減少したとのことですが、この事業の補助金交付を申請する施設が減ったという理解でよろしいでしょうか。

○保育課長

そのとおりでございます。

○赤尾委員

では、減少した理由について市の見解、お考えを伺います。

○保育課長

当初予算を積算する際に、各保育施設に次年度の事業の実施計画の聞き取りを行っております。そこで、令和7年度に比べて令和8年度は事業実施予定施設が減少したため、減額の予算要求となったものでございますが、事業実施を取りやめた施設においては、昨今の人手不足で保育補助者の計画的な雇用が困難な状況にあるとのことで、昨年度に比べて申請する保育施設が減ったものと捉えております。

○赤尾委員

国や県の補助率が高い事業です。大いに活用すべきだと考えますが、市の考えをお聞かせください。

○保育課長

本事業は保育士の業務負担の軽減につながる事業でありますし、質問委員おっしゃるとおり、国や県の補助率が高い事業でありますので、積極的に活用すべきと考えております。

本市におきましては保育補助者雇用強化事業について、人材確保の一助となるよう市ホームページ等広報による周知を行うなど、保育施設を支援してまいりたいと考えております。

○赤尾委員

今の答弁を踏まえて、今後、本市がどのように取り組んでいかれるか、お示してください。

○保育課長

本事業は保育補助者を雇い上げることによって、保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的としております。保育の質の向上及び安定した保育運営のため、施設に対して制度の活用を呼びかけるとともに、繰り返しの答弁となりますが、人材確保の一助となるよう、当該事業の広報を積極的に行ってまいりたいと考えております。

○委員長

次に、123ページ、児童福祉総務費、その他の児童福祉総務費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

資料52ページの説明をお願いします。

○医療保険課長

資料の52ページでございます。子ども医療費の推移表でございますが、資料の上段の表につきましては対象者数、医療費、県補助額、差引きとなる一般財源を年度別に記載させていただいております。対象者は0歳から18歳までの子どものうち、生活保護受給者、独り親医療、障がい者医療の対象者を除いた数となっております。医療費等は令和2年度から令和6年度までが決算額、令和7年度は決算見込額、令和8年度は当初予算額としております。

令和2年度はコロナの影響で受診控えがあり医療費が落ち込んでおりますが、令和3年度以降、例年、子ども医療費は3億5千万円以上となりまして、令和7年度は過去最高の見込みと

なっております。

県補助金は補助対象の50％となっておりますが、県補助の対象を超えた拡充部分につきましては一般財源となりますので、50％を切った値となっておりますのでございます。

下のグラフを御覧ください。棒のグラフの水色部分でございますが、こちらが県の補助金、山吹色の部分でございますが、こちら一般財源分となっております。赤の折れ線グラフにつきましては子ども医療費の対象となる人数を示しているところでございます。

○川上委員

無償化に必要な新たな財源は、対象を入院・外来とも18歳になる年の3月末までとした場合、どのぐらい必要でしょうか。

○医療保険課長

18歳到達後も年度末までというところで、医療費を完全無償化とした場合につきまして、さらに必要となる財源は令和6年度決算から試算いたしますと、1億7200万円でございます。資料の令和8年度、そして一番下でございます一般財源2億5471万2千円、これを加えますと、4億2671万2千円となるところでございます。

○川上委員

新たに1.7億円程度ということですかね。

○医療保険課長

そのとおりでございます。

○川上委員

そこで、OTC類似薬への特別の料金の導入については衆議院において論戦が続いています。本市の子ども医療費助成制度への影響は確認できたでしょうか。

○医療保険課長

OTCの類似医薬品の保険給付の見直し制度につきましては、今、まだ詳細が決まっていないところでございます。例えば、配慮が必要な方についての取扱いなど、決定していない事項がございますので、今のところ、詳しいところの答弁はしかねるところでございます。

○川上委員

特別の料金というのは要するに、保険外しということなんですね。

それで、こどもの皮膚に関わるアトピーとかそういったものとか、点鼻とか、こどもに必要な薬としてOTC類似薬があると思うんだけど、これが保険外しになった場合の影響を、もう真っすぐ自己負担になってしまうのか、市の制度で手当てできるのかというのは非常に重要なところなので、検討、調査してもらいたいというふうに思います。共産党としては特別の料金の導入に反対して頑張りますので。

○委員長

次に、123ページ、230ページ、幼稚園費、幼稚園費、私立保育所等保育措置事業費について、石川委員の質疑を許します。

○石川委員

多子世帯保育料支援事業費についてお尋ねします。123ページ、民生費の多子世帯認可外保育施設等利用料助成金と230ページの幼稚園費の多子世帯認可外保育施設等利用料助成金は関連がありますので、まとめてお尋ねいたします。

積算についてご説明してください。

○保育課長

多子世帯認可外保育施設等利用料助成金は生計を同じくする同一の保護者によって養育されている児童のうち、最年長者を第1子、その下の子を第2子とし、第2子以降で企業主導型届出保育施設等に入所、または幼稚園型一時預かり事業を利用した保育の必要性がある3歳未満の児童の保護者に保育料相当額を補助するものでございます。

民生費及び幼稚園費の多子世帯認可外保育施設等利用料助成金は月額利用料の平均単価に延べ利用者数を乗じて積算しております。

○石川委員

予算資料 2 2 ページを見ますと、前年度との差の記載がありますが、この差についてご説明をお願いします。

○保育課長

令和 7 年度との比較でございますが、令和 7 年度は月額利用料の限度額で単価を設定しておりましたが、令和 8 年度は月額利用料の平均単価で設定することで単価が下がり、民生費の多子世帯認可外保育施設等を利用料助成金は 2 2 1 2 万 6 千円の減額、幼稚園費多子世帯認可外保育施設等利用料助成金は 4 9 7 万円減額となっております。

○石川委員

それで、この保育要件を満たしているプレ通園の利用者で、第 2 子保育料無償化の対象者はこの事業の助成金が適用されるのでしょうか。

○保育課長

ご質問のプレ通園のお子様に関しては、この予算の中には入ってございません。

○石川委員

もし、仮に第 2 子以降保育料無償化を完全無償化として実現するなら、この事業費が上乗せされるということでしょうか。

○保育課長

完全無償化をした場合には、このプレ通園の方々の額も含まれることになります。

○石川委員

そうしましたら、先日の代表質問で 9 8 7 万円上乗せされるということを伺いましたけども、第 2 子以降の保育料無償化におけるプレ通園の扱いについて、市の制度運用の整合性について問題提起させていただきました。予算審査の観点から幾つか確認いたします。

市はこれまで、保育要件があっても幼稚園を選ぶのは個人の選択という理由で、プレ通園を無償化の対象外とされてきました。一方で、認可外保育施設や企業主導型保育施設、ファミリーサポートセンター事業では、個人の選択であっても市が保育要件を確認し、無償化の対象としていました。

そこで伺いますが、プレ通園だけを対象外とする理由を、制度の整合性という観点からご説明をお願いします。

○保育課長

第 2 子以降無償化でございますが、プレ通園につきましては国の無償化の対象外の事業でございます。私的に幼稚園と契約しているものでございまして、保育の必要性の判断ができないものとして、現在は保育料無償化の対象外となっているところでございます。

○石川委員

それでは次に、認可外や企業主導型、ファミリーサポートでは市が就労証明などを用いて保育要件を確認されています。同じ仕組みをプレ通園にも適用することは技術的にも可能ではないかと考えますが、ご見解をお尋ねします。

○こども未来部長

プレ通園につきましては先日の代表質問のほうでもお答えをさせていただいておりますけれども、その際の議員のご意見等も踏まえて、今後もしっかりと検証してまいりたいと先日もお答えしておりますけれども、今後、先進自治体の実施状況等、また研究しながら検討してまいりたいと考えております。

○石川委員

それでは最後に、市長にお伺いします。第 2 子以降の保育料無償化は子育て世帯にとって大

きな支援であり、飯塚市の魅力を高める重要な施策だと考えています。その中で、保育の必要性があるにもかかわらず、幼稚園のプレ通園だけが対象外となっている現状については市民から見ても分かりにくく、公平性の面で課題が残っていると感じています。

認可外や企業主導型、ファミリーサポートでは、市が保育要件を確認し支援を行っていることを踏まえると、プレ通園だけを対象外とする理由は市民にとって理解しづらい部分があるのではないのでしょうか。

そこで、市長に伺います。飯塚市が子育てしやすいまちを目指す上で、プレ通園の扱いについても、今後、より公平で分かりやすい制度となるよう検討していくお考えがあるか、改めてお聞かせください。

○武井市長

質問者ご指摘の点は代表質問でも私どもの見解を示したと思っております。おっしゃっている指摘の部分というのは十分踏まえまして、担当部長も申しましたように、今後とも調査研究をしっかりと行っていきたいというふうに考えております。

○石川委員

公平で納得感のある制度となるよう、早急に検討をお願いして質問を終わります。

○委員長

次に、１２３ページ、１２４ページ、２３０ページ、児童措置費、私立保育所等保育措置事業費、幼稚園費、幼稚園教育振興事業費について、石川委員の質疑を許します。

○石川委員

私立認定こども園施設型給付費、私立幼稚園施設型給付費の積算について、説明をお願いします。

○保育課長

施設型給付費につきましては私立の認可保育所、認定こども園及び幼稚園に入所している児童の保育及び教育に要する費用で、入所児童数、年齢区分、利用定員加算率など、国の基準に基づく公定価格に対して、前年度の上昇率のほか、人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の上昇率を加味し、９％増で事業費を積算しております。

○石川委員

それでは、前年度との差についてご説明をお願いします。

○保育課長

令和７年度との比較でございますが、私立保育所施設型給付費は令和８年度に保育所から認定こども園に移行する施設があることで、延べ利用者数の減少を見込んでおりますが、９％増で事業費を積算した結果、６５０２万円の増額となっております。

私立認定こども園施設型給付費は保育所から認定こども園に移行する施設があることで、延べ利用者数の増加を見込み、４億７０７３万６千円増額となっております。

私立幼稚園施設型給付費は延べ利用者数の減少に伴い、８４０５万２千円の減額となっております。

○委員長

次に、１２３ページ、児童措置費、私立保育所等保育措置事業費について、石川委員の質疑を許します。

○石川委員

私立保育所特別保育事業費の積算について、ご説明してください。

○保育課長

私立保育所特別保育事業費は私立保育所１６園、私立認定こども園１５園、計３１園のうち、一時預かりを実施しております１６園、延長保育事業を実施しております２３園に対して補助を行うものでございます。

一時預かり事業は利用児童の人数に応じた単価設定となっており、延長保育事業は利用事業の人数のほかに、標準時間と短時間の区分に応じた単価設定により積算しております。

○石川委員

前年度との差についてご説明をお願いします。

○保育課長

令和7年度との比較でございますが、令和8年度は利用者区分が細分化されたことにより、単価設定が高い区分の実施園が減り、単価設定が低い区分の実施園が増えたことによりまして、一時預かり事業は735万8千円の減額、延長保育事業は519万4千円の減額、合計で1255万2千円の減額となっております。

○委員長

次に、124ページ、児童措置費、私立保育所等保育措置事業費について、赤尾委員の質疑を許します。

○赤尾委員

予算書の124ページ、予算資料の22ページをお願いします。児童措置費、私立保育所等保育措置事業費について質問いたします。

まず、私立認定保育所施設型給付費の財源の内訳について、説明をお願いします。

○保育課長

私立認定こども園施設型給付費及び市外私立認定こども園施設型給付費に対します財源でございますが、対象となります市内の認定こども園15園、市外のこども園4園、計19園に対する給付費21億2462万1千円に対しまして、国の補助率が3歳以上児の場合2分の1、3歳未満児の場合は100分の60で、11億1828万6千円。県の補助率が3歳以上児の場合4分の1、3歳未満児の場合で100分の20で、4億5025万3千円。市の補助率が3歳以上児の場合が4分の1、3歳未満児の場合は100分の20で、4億5025万3千円となっております。

○赤尾委員

当初予算の前年度比になるんですけど、4億7千万円程度増加しております。この増額理由について、ご説明をお願いします。

○保育課長

増額の理由でございますが、保育所から認定こども園に移行する施設があることによりまして、令和8年度は令和7年度より延べ入所児童数の見込みが増えたことと、公定価格の上昇率を加味して給付費を試算したことによるものでございます。

○赤尾委員

今答弁の公定価格の上昇率を加味して給付費を試算したという答弁があったと思うんですが、この公定価格はどのような基準で構成されているのか、まずご説明いただきたいのと、また、給付費の算定方法もあわせてお願いします。

○保育課長

公定価格につきましては施設を運営するための人件費等を加味いたしまして、国が年齢等の区分により定めているものでございます。全国で同じ単価表が使用されております。給付費の算定方法でございますが、毎月1日時点で施設に入所している児童の人数や年齢、それから保育区分に応じて計算されております。

○赤尾委員

決定した給付金は市から直接施設に支払われるのかどうか、お尋ねします。

○保育課長

そのとおりでございます。

○赤尾委員

例えば、その給付を受けたこの事業者というか、施設の事業費の使い方、使途について、給付を受けた施設側にある程度裁量があるのかどうか、お尋ねします。

○保育課長

給付費につきましては一定の制限はございますが、保育施設の裁量で決められるものでございます。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 16:00

再 開 16:09

委員会を再開いたします。

次に、129ページ、保育所費、重層的支援体制整備事業費について、吉田委員の質疑を許します。

○吉田委員

それでは、129ページの児童福祉費、保育所費の子育て支援センター運営委託費2800万円と、街なか子育てひろばの指定管理料2895万5千円、資料では24ページに記載がある、ここについてお伺いしたいと思います。

飯塚市内には街なかと各地区、筑穂、颯田、庄内、穂波で支援センター事業を実施しておりますが、近年の利用状況について、お尋ねします。どのようになっていますでしょうか。

○こども家庭課長

令和4年度から令和6年度までの年間延べ利用者数の推移を申し上げますと、街なか子育てひろばについては令和4年度は1万2021人、令和5年度が1万9287人、令和6年度が2万562人となっております。

各地区の子育て支援センターにつきましては4地区の合計で令和4年度が1万963人、令和5年度が1万7469人、令和6年度が1万6159人となっております。

子育て支援センターにつきましては各地区でばらつきがあり、筑穂地区の利用者が少ない傾向にあります。

○吉田委員

街なか子育てひろばは令和5年度、6年度と利用者が増加傾向であるとのことですが、7年度、直近の利用者状況について、分かる範囲でお答えください。

○こども家庭課長

街なか子育てひろばの令和7年度の利用状況につきましては先月末までで1万8863人となっており、このままの利用状況が推移すると仮定した場合、昨年と同様に2万人弱の利用者となる見込みとなっております。

○吉田委員

利用者の状況については、街なかの利用者は増加傾向であり、各地区ではばらつきがあるとのことですが、市全体で考えた場合、子育て支援センターの設置箇所数は本市のニーズを十分に満たしているのか、市の認識についてお尋ねいたします。

○こども家庭課長

子育て支援の拠点として、旧1市4町をカバーする形で子育て支援センターを設置しており、利用状況や地理的条件を考えますと、設置箇所数としては現状で問題ないものと認識しております。

○吉田委員

市内の保育施設において、子育て支援の拠点となるような施設を開設しているところもあります。そういった民間施設を子育て支援センターとして活用する予定はないのかについて、お伺いいたします。

○こども家庭課長

市内の私立保育施設に子育て支援拠点としての機能を持った施設を整備しているところがあることは認識しており、その活動に期待するところではございますが、先ほど答弁いたしましたとおり、子育て支援センターの設置箇所数としては現状で問題ないものと認識しております。

また、子育て支援センターとしての機能を満たすためには相談支援体制を常設することや子育て講座の定例的な実施など、機能を維持するための経費が相当かかることや市の財政状況等も鑑みますと、その経費に対して予算措置を行うことは厳しいのではないかと認識しておりますので、民間施設を子育て支援センターとして活用する予定は今のところございません。

○吉田委員

子育て支援センターとしての機能を持たせることが難しいとしても、別の形で子育て支援の施設として利活用する方法や考えは今のところございませんか。

○こども政策課長

保育施設を親子で利用するような形態の類似事業といたしましては令和7年から一部の私立保育施設において実施しております乳幼児等通園支援事業、通称、こども誰でも通園制度が令和8年度から本格実施されますので、親子で利用する形の施設として活用していただくと、安定的な施設の利活用ができるのではないかと考えております。

また、不定期で開催する事業として施設の利活用を行う場合につきましては、こどもの居場所づくり事業として推進しておりますこども食堂を実施していただくと、飯塚市社会福祉協議会が実施しております運営助成の活用ができますし、現在、こども食堂を支援するNPO法人与市との連携で実施をしております寄附食材支援ネットワーク等を活用した物資面での支援も活用が期待できますので、そういった形で施設運営も検討していただくことができるものかと考えております。

各地区における保育施設につきましては子育て環境の充実を図るための施設として貴重な社会資源であり、様々な事業において連携を図りまして、地域に根差した子育て支援の施設となるように、積極的に協議を進めていきたいと考えております。

○吉田委員

親子が集い、くつろぎ、遊べる居場所をモチーフに、パパ、ママがほっとするひととき、こどもたちが遊べる空間、親子が楽しめるイベントの開催を行い、みんなでつながれる場所として、伊岐須の社会福祉法人東雲会、子育て支援カフェひとときが開設されております。2月21日のオープニングマルシェに私も参加しましたが、この施設はひかるこども園の上の敷地に、平屋の広々とした建物が新築されており、地域の方々や卒園したこどもたち、お父様、お母様、もしくはおじいちゃん、おばあちゃんまで参加されて、すごくにぎわいがありました。担当の職員さんについても何名か、存じ上げている方が来場されていたようでございます。

当該施設では予約に応じて3月より週1回、親子での参加で、ワンコイン500円にておやつと飲物の提供が行われております。イベントについては月1回の開催で、ベビーマッサージも予定されており、今月は来週の3月19日、土曜日の開催予定になっております。4月にはフラワーアレンジメントも開催が予定されており、こうして多くの方がつながり、支え合う居場所づくりの提供がなされています。今後、開催日も増やされていくそうでございます。

このような支援施設に対しどのようなことができるのか、引き続き検討を継続していただき、この施設の運営について子育て支援の面から支援していただくことを要望いたします。

○委員長

同じく129ページ、保育所費、重層的支援体制整備事業費について、金子委員に質疑を許します。

○金子委員

私のほうから129ページ、街なか子育てひろば事業費2855万5千円についてお尋ねい

たします。

街なか子育てひろばの指定管理については令和8年度から新たな事業者になるというふうに聞いておりますが、指定管理の更新をするに当たって、施設管理や事業展開などにおいて新たに変わることがあるのか、お尋ねいたします。

○こども家庭課長

令和8年度から新たな指定管理者となりますが、施設管理や事業展開に関して変更はなく、現在の実施内容と同様の運営を引き続き実施していただくこととなります。

しかしながら、新たな指定管理者につきましては他の自治体において子育て支援センター運営事業に長年携わっていることから、様々なノウハウを持ち合わせており、今後の事業においても独自の展開が期待できるものと考えております。

○金子委員

資料要求しておりましたが、この街なか子育てひろば事業指定管理の仕様書を提出していただいております。その中でも、本市の子育て支援の中心拠点として、街なか子育てひろばは各地区の子育て支援センターとの連携や調節を図り、子育て支援を推進していくというふうに書いてありますが、そのような取組が具体的に行われているのか、お尋ねいたします。

○こども家庭課長

各地区の子育て支援センターとは定期的にセンター長会議を開催し、各地区の子育て支援センターとの連絡調整を図っております。

また、各地区の子育て支援センターと合同講座を開催するなど、相互に連携しながら利用者が必要とする支援につながる環境づくりに努め、子育て支援を推進しているところでございます。

○金子委員

先ほど同僚委員のほうから利用状況についてお尋ねがありました。また、仕様書の2ページにも令和3年度、令和4年度、令和5年度の利用者数が掲載されております。令和3年度は7841人、令和4年度は1万2021人、そして令和5年度は1万9287人、先ほど話を聞いたところは、令和6年度、令和7年度ともに2万人弱だというふうにお聞きしました。そしてまた、この仕様書の1ページ目の施設の管理に関する基本的な考え方の中の(2)は、街なか子育てひろばの効率を最大限発揮し、利用者数の増大を図ることというふうになります。

既にもう2万人を超えておりますが、さらにこの利用者数の増大を図るということについてはどのように考えているのか、お尋ねいたします。

○こども家庭課長

現在では2万人に達しておりますけれども、以前から利用拡大を図っていただいているところでございますので、急にたくさんの方が利用されるということではなく、多くの方に安心してご利用いただけるように周知徹底を図りながらというところでの利用拡大とさせていただいております。

○金子委員

利用人数が2万人を超えるということで、ざっと計算しても1日50人、親と子だったとしても25組ぐらいの人たちが集まっている。時間帯によってそれぞればらばらだと思いますけれども、乳幼児、全く歩かない子もいれば、走り回る子もいらっしゃいます。その中で安全性もどう確保していくかということも、ある程度市として示さないといけないのではないかなというの考えます。

また、仕様書の5ページの「8.業務従事者について」を読みますと、「3名以上の職員が常勤することとし」というふうに記載しております。3名以上ですので、それぞれ指定管理者の配慮によって、多い日とか少ない日とかされていることだと思いますけど、ある程度これも、市が多いところにはしっかりその分の費用を配分できるような工夫も要るのではないかなという

ふうに考えますが、その辺どのようにお考えでしょうか。

○こども家庭課長

利用者の拡大を図ったところでの、日々の利用者が増えていったところでの安全面の確保に関しましては、指定管理者のほうと協議を行いながら配慮を行っていきたいと考えております。利用者の数が増えるのは本当にうれしいことだと思います。しかし、何より安全が大事なので、その辺もしっかり市としてどのような人数がちょうどいいのかというのもお示ししていただけるといいかなと思います。

少子化や核家族化の進行、また、地域社会の変化など、こどもや子育てをめぐる環境が大きく変革する中で、街なか子育てひろばを訪れる親子のニーズは多様化しており、対応する職員のスキルアップが今まで以上に必要ではないかと考えます。

本市には近畿大学九州短期大学など地域資源を活用できる恵まれた状況にあります。そういった地域資源との連携を図れば、より充実した研修もできるのではないかと考えます。そういった職員のスキルアップについてはどのように考えているのか、お尋ねいたします。

○こども政策課長

近畿大学九州短期大学との連携に関する部分でございますので、こども政策課のほうから答弁させていただきます。

質問委員が言われますとおり、街なか子育てひろばや子育て支援センターを訪れる親子のニーズは多様化しておりまして、それに対応するために職員のスキルアップは重要であるものと認識しております。現在の街なか子育てひろば指定管理料や各地区子育て支援センターの運営委託料の中にはそういった職員研修に関する費用も含まれており、子育て支援センターの職員を対象とした研修の受講も行っていただいているところでございます。

また、地域資源である近畿大学九州短期大学との連携につきましては保育施設のみならず、子育て支援センターにつきましても連携を推進しているところでございます。

その取組の一環といたしまして、今月末に子育て支援センター職員を対象とした研修を実施する予定としておりまして、様々な状況にある親子からの相談に関する心構えや対応方法など、カウンセリングマインドについて学ぶ内容となっております。

今後もこういった取組を、指定管理の取組以外にもそれぞれ実施することで職員のスキルアップを図りながら、多様なニーズに応えることができる子育て支援センターを目指してまいりたいと考えております。

○金子委員

ぜひ、安心して子育てできる環境整備をお願いいたします。

仕様書をよく見ますと、まだまだできることがあるのだなというふうに感じました。例えば、出前講座など、飯塚市は本当に広くて、車を持っていない方等は子育て支援センターに行くことさえできない、孤立をしているという話も聞いております。ぜひ交流センター等と連携して出前講座等を開いて、さらに充実した環境になるよう望みまして、質問を終わらせていただきます。

○委員長

次に、130ページ、青少年対策費、児童センター・児童クラブ運営事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

資料の61ページから63ページ、説明をお願いします。

○学校教育課長

支援員の配置状況等に関する資料についてご説明いたします。

資料61ページをお願いいたします。この資料は、過去5年間の各児童クラブの利用児童数及び配置した支援員の一覧となっております。支援員については主任とそれ以外で分けて記載

しております。

続いて、児童クラブ及び児童センター委託料の内訳に関する資料についてご説明いたします。資料の62ページをお願いいたします。児童クラブ運営委託料につきましては支援員や事務局の人件費のほか、児童クラブで使用する消耗品費や通信費等で積算しております。委託料に係る令和8年度予算は5億4258万円となっており、本年度と比較しまして、1億2769万4千円の増額で計上しております。

次に、資料63ページの児童センター運営委託料につきましては児童厚生員の人件費及び3世代ふれあい交流会での食糧費等で積算し、令和8年度の予算は6875万6千円となっており、本年度と比較しまして、790万7千円の増額で計上しております。

以上、簡単ですが、資料の説明を終わります。

○川上委員

日本共産党としては児童クラブの事業については市に担当係を充実して、直営であるほうがいいんじゃないかということによってまいりました。

そこで、シダックスについてはどういう会社であるかについては一般質問でお尋ねしましたがけれども、契約が腑に落ちないところがあります。契約は12月中旬にという説明が既にあったわけですが、それが1月31日まで延びたことについて、今回の一般質問で説明がありましたけどよく分からないんですね。もう一度この場で説明していただけますか。

○学校教育課長

受託候補者の決定後、引継ぎ事項や今後のスケジュール等の協議に時間を要したことが原因となっております。

○川上委員

引継ぎとなんて言われましたか、もう一つ。

○学校教育課長

引継ぎ事項や今後のスケジュール等の協議に時間を要したことが原因となっております。

○川上委員

引継ぎに手間取ったというのはどういうことですか。

○学校教育課長

安全管理の項目の具体化や引継ぎのスケジュール想定等の協議に時間を要しております。

また、年末年始の9連休を挟んだこともその要因の一つとなっております。

○川上委員

年末年始の何て言われましたか。

○学校教育課長

年末年始の9連休を挟んだことも要因となっております。

○川上委員

9連休のことが何の関係があるんですか。

○学校教育課長

ちょうどこの契約が12月に予定しておりましたところ、長引いたところで、年末年始が間に入ってしまったために、より想定よりも時間がかかってしまったというところで、9連休を挟んだことも要因という形でお話ししました。

ただ、主な要因になるところは先ほどお話ししましたように、安全管理の項目の具体化と引継ぎのスケジュール想定等の協議に時間を要したところが主だったところになります。

○川上委員

安全管理の何と言われましたか。

○学校教育課長

安全管理の項目の具体化というところです。

○川上委員

では、安全管理の項目の具体化はいつ、どういうふうに取りかかって、いつ終わったのか、ちょっと説明してください。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 １６：３３

再 開 １６：３６

委員会を再開いたします。

○学校教育課長

契約に至るまでの経緯についてお話しさせていただきますけれども、まず、１２月５日に第１回の担当者間での打合せを行っております。その後、１２月１２日に仕様書についての打合せを行っております。その後、継続して仕様書の内容等を課長補佐等でチェックを行って、１２月２６日に設計書の作成を行っております。それにより仕様書のほうが確定をしたのが１月１６日となっております。

なお、契約書のほうにつきましては先ほどお話ししました安全面についての記載はありませんで、安全面についての記載は仕様書のほうの中身となっております。

○川上委員

教育委員会は１２月中旬に契約するというふうに議会で答弁したでしょ。間違いはないですか。

○学校教育課長

間違いございません。

○川上委員

それが１月３１日になったのはなぜかと聞いたら、１２月１１日で十分中旬なんだけど、仕様書の打合せをこの日に始めているわけでしょう。どういうことなんですか。

○学校教育課長

仕様書の打合せのほうを綿密にやったほうがいいかなというところで、先にそこを進めておったんですけれども、契約のほうが先に締結した上で仕様書のほうの内容を、委員おっしゃるとおり、１２月中旬に契約をというところはできるだけ早くというところで、そういった答弁をしたんですけれども、契約書の締結の前に、次年度の仕様書の中身についてより具体的などころを次年度の委託業者のほうと打合せをしていくところが必要だというところを考えまして、その話し合いのほうを優先して行っていた結果、そこで話がまとまった上で、契約の締結というところで考えて進めておりましたところ、ちょっと時間がかかってしまいまして、契約の締結まで１月末までかかるといったことが起きております。

ただ、今、委員おっしゃられたとおり、契約の締結というところのほうを先に考えて進めて、その後、契約締結後に必要な打合せとか話もできますので、この契約締結がちょっと遅くなったのはこちらのほうの手の遅れがあったところだと思っております。

○川上委員

私が１２月議会で質問したというか、あなた方がその答弁した日は１２月１０日なんですよ。違いますか。

○学校教育課長

おっしゃるとおりでございます。

○川上委員

１２月中旬というのはどういうつもりで答弁したわけですか。

○学校教育課長

プロポーザルで委託業者が決定後速やかにというところで当初は考えていたんですけれども、実際にはまだまだ決定業者のほうと候補業者のほうと話すべき内容がより多くあるというところ

ろが分かりまして、こちらのほうの当初の１２月に答えた１２月中旬というところのほうが見込みが甘かったというところになります。

それでもできるだけ早い契約の締結というところで進めたつもりであったんですけども、こちらの見込みが甘く、１月末の契約の締結という形になっております。

○川上委員

それはちょっと信用しがたいですね。市契約規則の第５２条というのは、中身をちょっと教えてください。

○学校教育課長

第５２条には、「市長は、契約者をして契約金額の１００分の１０に相当する金額以上の金額の契約保証金を納めさせなければならない。」また、２として、「前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。」となっております。

○川上委員

この間、この１００分の１０の額はお聞きしましたが、幾らでしたか。

○学校教育課長

１年間で６１１２万８千円となり、３年間の契約期間となるため、１億８３３８万４千円となっております。

○川上委員

これは納めさせなければならないわけでしょう。請求か何かしたんですか。

○学校教育課長

先ほどの第５２条の第２項の第１０号の中に、「前各号に掲げる場合のほか、市長が特に契約保証金を納めさせる必要がないと認めるとき」には、この契約保証金については免除できるというところを適用しての今回、免除という扱いにしております。

○川上委員

１０号について、どういう手続をいつから取り始めたんですか。

○学校教育課長

まずはプロポーザルに参加する段階で、参加する企業につきましてはその企業についての中身はこちらで確認した上でプロポーザルの参加をしていただいておりますので、そのところから今回は契約保証金を納める必要がないというところで、契約課のほうと話をし、この１０号の適用というところで免除という形にしております。

○川上委員

プロポーザルの中に入っているわけですか、公告中に。契約保証金は要りませんというのが。

○学校教育課長

プロポーザルの項目の中には契約保証金を免除というところは記載はされておられません。

○川上委員

契約課といつ話を始めたんですか。

○学校教育課長

１月に入りまして契約課のほうと協議しまして、話を進めております。

○川上委員

プロポーザルのときから契約課と話をしたと言ったでしょう。そのときのことをまず聞かせてください。

○学校教育課長

先ほどの答弁でそごを生んでいるところありますけども、プロポーザルのときから契約課と交渉したというわけではなく、まず、プロポーザルの段階で、参加する業者についてはそこが信用に足る業者であるかというところを検討した上で参加を認めているというところがありま

す。それをもって、この契約に至る際に契約課と免除、先ほどの第52条第10号に当たる契約保証金の免除に係る項目に当たるかというところで確認したところ、当たるというところで、今回免除というふうにしております。

○川上委員

これはちょっと私が聞いている範囲では、言を左右にしてという感じなので、ずっと聞いていっていると調査が終わらないと思うので、今お話しされているプロポーザルで候補者に選んだ段階から契約規則第52条に関する話を、教育委員会内部で、あるいは契約課との関係でどういう協議をしたか、また、この候補者、シダックスとの関係でどういう協議をしてきたかというのは時系列できれいに分かるような資料を出していただけないでしょうか。委員長、取り計らいをお願いします。

○委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま川上委員から要求があります資料は提出できますか。

○学校教育課長

提出させていただきます。少し時間が必要となります。

○委員長

お諮りいたします。ただいま川上委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって執行部に資料の提出を求めます。

暫時休憩いたします。

休 憩 16:49

再 開 16:50

委員会を再開いたします。

ただいまの川上委員の質疑は一旦保留にしたいと思います。

お諮りいたします。議案第31号につきましては本日の審査はこの程度にとどめ、3月16日午前10時から委員会を開き、審査いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

これをもちまして、令和8年度一般会計予算特別委員会を散会いたします。お疲れさまでした。